

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-1 適用 3. 優先事項 契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、<u>契約</u>図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または<u>契約</u>図面からの読み取りと<u>契約</u>図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-1-1 適用 3. 優先事項 契約<u>書に添付されている</u>図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p>4. 設計図書間の不整合 特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p>	
<p>1-1-1-2 用語の定義 3. 設計図書 設計図書とは、仕様書、<u>契約</u>図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p><u>7. 契約図面</u> <u>契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。</u></p> <p><u>8. 現場説明書</u></p> <p><u>9. 質問回答書</u></p> <p><u>10. 図面</u></p> <p><u>11. 工事数量総括表</u></p> <p><u>12. 指示</u></p> <p><u>13. 承諾</u></p> <p><u>14. 協議</u></p> <p><u>15. 提出</u></p> <p><u>16. 提示</u></p>	<p>1-1-1-2 用語の定義 3. 設計図書 設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p><u>7. 現場説明書</u></p> <p><u>8. 質問回答書</u></p> <p><u>9. 図面</u></p> <p><u>10. 工事数量総括表</u></p> <p><u>11. 指示</u></p> <p><u>12. 承諾</u></p> <p><u>13. 協議</u></p> <p><u>14. 提出</u></p> <p><u>15. 提示</u></p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
17. 報告	16. 報告	
18. 通知	17. 通知	
19. 連絡	18. 連絡	
20. 納品	19. 納品	
21. 電子納品	20. 電子納品	
22. 書面	21. 書面	
23. 工事写真	22. 工事写真	
24. 工事帳票	23. 工事帳票	
25. 工事書類	24. 工事書類	
26. 契約関係書類	25. 契約関係書類	
27. 工事完成図書	26. 工事完成図書	
28. 電子成果品	27. 電子成果品	
29. 工事関係書類	28. 工事関係書類	
30. 確認	29. 確認	
31. 立会	30. 立会	
32. 工事検査	31. 工事検査	
33. 検査員	32. 検査員	
34. 同等以上の品質	33. 同等以上の品質	
35. 工期	34. 工期	
36. 工事開始日	35. 工事開始日	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p><u>37. 工事着手</u></p> <p><u>38. 準備期間</u> 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。</p> <p><u>39. 工事</u></p> <p><u>40. 本体工事</u></p> <p><u>41. 仮設工事</u></p> <p><u>42. 工事区域</u></p> <p><u>43. 現場</u></p> <p><u>44. SI</u></p> <p><u>45. 現場発生品</u></p> <p><u>46. JIS 規格</u> JIS 規格とは、日本<u>産</u>業規格をいう。</p>	<p><u>36. 工事着手</u></p> <p><u>37. 工事</u></p> <p><u>38. 本体工事</u></p> <p><u>39. 仮設工事</u></p> <p><u>40. 工事区域</u></p> <p><u>41. 現場</u></p> <p><u>42. SI</u></p> <p><u>43. 現場発生品</u></p> <p><u>44. JIS 規格</u> JIS 規格とは、日本<u>工</u>業規格をいう。</p>	
<p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または<u>資料</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p><u>ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第 19 条によるものとし、監督員からの指示によるものとする。</u></p>	<p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>2. 設計図書の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を<u>書面により</u>提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または<u>書面</u>の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p>	
<p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前<u>又は施工方法が確定した時期</u>に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に<u>あ</u>たらなければならない。</p>	<p>1-1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に<u>当</u>たらなければならない。</p>	
<p>1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報<u>システム</u> (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実</p>	<p>1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報<u>サービス</u> (コリンズ) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>績情報として<u>作成した</u>「登録のための確認のお願い」を<u>コリンズから監督員にメール送信し</u>、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<u>コリンズ登録時に監督員にメール送信される。</u></p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間（<u>土曜日、日曜日、祝日等を除く</u>）に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できる。</p> <p><u>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p>	<p>績情報として「登録のための確認のお願い」を<u>作成し</u>監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p><u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p><u>ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、<u>速やかに監督員に提示しなければならない。</u></p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できる。</p>	
<p>1-1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、<u>契約図書</u>に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。</p>	<p>1-1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、<u>特記仕様書</u>に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。</p>	
<p>1-1-1-9 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<u>下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結</u>しなければならない。</p>	<p>1-1-1-9 工事の下請負</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、<u>適正な額の請負代金での下請契約の締結に努め</u>なければならない。</p>	
<p>1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（<u>平成30年12月20日付け国官技第62号、国営整第154号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号</u>）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（<u>平成27年3月30日付け国官技第325号、国営整第292号、平成27年3月27日付け国港技第123号、平成27年3月16日付け国空安保第763号、国空交企第643号</u>）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（<u>平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号</u>）に従って記載した施工体制台帳（工事担当技術者台帳を含む）を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（<u>平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号</u>）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>R2 国改正</p> <p>R2 国改正</p>

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要														
<p>3. 名札等の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、<u>監理技術者補佐</u>、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。<u>（監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）</u></p>	<p>3. 名札等の着用</p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p>															
<div data-bbox="255 548 1041 894" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監理（主任）技術者、<u>監理技術者補佐</u></p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">写 真</td> <td>氏 名 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2cm×3cm <u>程 度</u></td> <td>工事名 ○○改良工事</td> </tr> <tr> <td>工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会 社 ◇◇建設株式会社 ⑩</td> </tr> </table> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図 1-1-1 名札の標準図</p>	写 真	氏 名 ○○ ○○	2cm×3cm <u>程 度</u>	工事名 ○○改良工事	工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日		会 社 ◇◇建設株式会社 ⑩	<div data-bbox="1472 548 2228 894" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監理（主任）技術者</p> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">写 真</td> <td>氏 名 ○○ ○○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">2cm×3cm</td> <td>工事名 ○○改良工事</td> </tr> <tr> <td>工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会 社 ◇◇建設株式会社 ⑩</td> </tr> </table> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図 1-1-1 名札の標準図</p>	写 真	氏 名 ○○ ○○	2cm×3cm	工事名 ○○改良工事	工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日		会 社 ◇◇建設株式会社 ⑩	
写 真	氏 名 ○○ ○○															
2cm×3cm <u>程 度</u>	工事名 ○○改良工事															
	工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日															
	会 社 ◇◇建設株式会社 ⑩															
写 真	氏 名 ○○ ○○															
2cm×3cm	工事名 ○○改良工事															
	工 期 自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日															
	会 社 ◇◇建設株式会社 ⑩															
<p><u>1-1-1-11 受発注者間の情報共有</u></p> <p><u>受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、契約図書に定めのある場合は、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。</u></p>																
<p>1-1-1-<u>12</u> 受注者相互の協力</p>	<p>1-1-1-<u>11</u> 受注者相互の協力</p>															
<p>1-1-1-<u>13</u> 調査・試験に対する協力</p>	<p>1-1-1-<u>12</u> 調査・試験に対する協力</p>															
<p>1-1-1-<u>14</u> 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-<u>42</u> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>1-1-1-<u>13</u> 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-<u>41</u> 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p>															
<p>1-1-1-<u>15</u> 設計図書の変更</p>	<p>1-1-1-<u>14</u> 設計図書の変更</p>															
<p>1-1-1-<u>16</u> 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第<u>22</u>条及び第<u>44</u>条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第<u>24</u>条の工期変更</p>	<p>1-1-1-<u>15</u> 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第<u>21</u>条及び第<u>43</u>条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第<u>23</u>条の工期変更</p>															

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長 受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮 受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等 受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止 受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p>	
1-1-1-17 支給材料及び貸与品	1-1-1-16 支給材料及び貸与品	
1-1-1-18 工事現場発生品	1-1-1-17 工事現場発生品	
<p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p><u>9. 建設副産物情報交換システム</u> 受注者は、<u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</u> <u>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督員と協議しなければならない。</u></p>	1-1-1-18 建設副産物	
1-1-1-20 工事完成図	1-1-1-19 工事完成図	
1-1-1-21 工事完成検査	1-1-1-20 工事完成検査	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第 <u>32</u> 条及び神奈川県工事執行規則第 17 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補の期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 <u>32</u> 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。</p>	<p>1. 工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第 <u>31</u> 条及び神奈川県工事執行規則第 17 条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 修補の期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 <u>31</u> 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。</p>	
<p>1-1-1-<u>22</u> 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、契約書第 <u>38</u> 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 <u>39</u> 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第 <u>38</u> 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求 受注者は、契約書第 <u>35</u> 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-1-<u>21</u> 既済部分検査等</p> <p>1. 一般事項 受注者は、契約書第 <u>37</u> 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 <u>38</u> 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 部分払いの請求 受注者は、契約書第 <u>37</u> 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. 中間前払金の請求 受注者は、契約書第 <u>34</u> 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	
<p>1-1-1-<u>23</u> 部分使用</p> <p>2. 監督員による検査 受注者は、発注者が契約書第 <u>34</u> 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p>	<p>1-1-1-<u>22</u> 部分使用</p> <p>2. 監督員による検査 受注者は、発注者が契約書第 <u>33</u> 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、中間技術検査による検査（確認）でも良い。</p>	
<p>1-1-1-<u>24</u> 施工管理</p> <p>5. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、<u>影響が生じるおそれがある場合、または</u>影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 労働環境等の改善 受注者は、<u>工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他</u>の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p>1-1-1-<u>23</u> 施工管理</p> <p>5. 周辺への影響防止 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>6. 労働環境の改善 受注者は、<u>作業員</u>の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
1-1-1-25 履行報告	1-1-1-24 履行報告	
1-1-1-26 工事関係者に対する措置請求	1-1-1-25 工事関係者に対する措置請求	
<p>1-1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>7. 現場環境改善</p> <p>受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p>	<p>1-1-1-26 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>7. イメージアップ</p> <p>受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p>13. 安全衛生協議会の設置</p> <p>監督員が、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 安全優先</p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。</p>	
1-1-1-28 爆発及び火災の防止	1-1-1-27 爆発及び火災の防止	
1-1-1-29 後片付け	1-1-1-28 後片付け	
1-1-1-30 事故報告書	1-1-1-29 事故報告書	
<p>1-1-1-31 環境対策</p> <p>4. 廃油等の適切な処理</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術</p>	<p>1-1-1-30 環境対策</p> <p>4. 廃油等の適切な処理</p> <p>受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>6. 排出ガス対策型建設機械</p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表 1-1-1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	<p>する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベ ースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン 駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハン マ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧 式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング 掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アース ドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシ ング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が 定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付 を受けているものは除く。

表1-1-2

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以 下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定 められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外 の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受け ているものは除く。

9. 特定調達品目

受注者は、資材 （材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達品目の使用を積極的に

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)

表1-1-1

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、 ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエン ジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧 ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、 油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシ ング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、ア ースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケー シング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が 定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付 を受けているものは除く。
・ <u>オフロード法の基準適合表示が付されているものまたは特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの</u> ・ <u>排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</u>	

表1-1-2

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw以上260kw以 下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定 められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外 の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受け ているものは除く。
・ <u>オフロード法の2011年基準適合表示または2011年基準同等適合表示が付されているもの</u> ・ <u>トンネル工事中排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</u>	

9. 特定調達品目

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」及び「県土整備局公共工事グリーン調達基準」で定める特定調達

摘 要

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>推進するものとする。</p>	<p>品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>	
<p>1-1-1-<u>32</u> 文化財の保護</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事の施工に<u>あ</u>たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>2. 文化財等発見時の処置</p> <p>受注者が、工事の施工に<u>あ</u>たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>	<p>1-1-1-<u>31</u> 文化財の保護</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事の施工に<u>当</u>たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p> <p>2. 文化財等発見時の処置</p> <p>受注者が、工事の施工に<u>当</u>たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>	
<p>1-1-1-<u>33</u> 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 <u>29</u> 条によって処置するものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす<u>おそれ</u>のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1-1-1-<u>32</u> 交通安全管理</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。</p> <p>なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 <u>28</u> 条によって処置するものとする。</p> <p>4. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>10. 水中落下支障物の処置</p> <p>受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす<u>恐れ</u>のある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。</p> <p>なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>11. 作業船舶機械故障時の処理</p> <p>受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年6月改正法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。</p> <p>12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	
<p>1-1-1-34 施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p>	<p>1-1-1-33 施設管理 受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p>	
<p>1-1-1-35 諸法令の遵守 3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。</p>	<p>1-1-1-34 諸法令の遵守 3. 不適当な契約図書の処置 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>1-1-1-36 官公庁等への手続等 5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	<p>1-1-1-35 官公庁等への手続等 5. コミュニケーション 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6. 苦情対応 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>7. 交渉時の注意 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	
<p>1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更</p>	<p>1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更</p>	
<p>1-1-1-38 工事測量 4. 既存杭の保全 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p>	<p>1-1-1-37 工事測量 4. 既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p>	H29 国改正

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>1-1-1-39 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について(第19号様式)」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>3. その他 契約書第 30 条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>1-1-1-38 不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害の報告 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに「不可抗力による損害の状況について(第19号様式)」を監督員を通じて発注者に通知しなければならない。</p> <p>2. 設計図書で定めた基準 契約書第 29 条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>3. その他 契約書第 29 条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	
<p>1-1-1-40 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	<p>1-1-1-39 特許権等</p> <p>3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p>	
<p>1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p>	<p>1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償</p>	
<p>1-1-1-42 臨機の措置</p>	<p>1-1-1-41 臨機の措置</p>	
<p><u>1-1-1-43 適用すべき諸基準</u> <u>適用すべき諸基準は、この共通仕様書において基準名及び発行年月を記載しているが、適用にあたっては、最新版を使用するものとする。</u> <u>なお、これにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>(新規追加)</p>	
<p>第2章 土工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p>	<p>第2章 土工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月) 日本道路協会 道路土工－盛土工指針 (平成22年4月) 日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月) 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル (平成25年12月) 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘要
建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁土法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) <u>国土交通省 道路土工構造物技術基準</u> (平成27年3月) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成18年6月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月)	建設省 堤防余盛基準について (昭和44年1月) 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月) 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁土法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル (平成26年8月) 国土技術研究センター 河川土工マニュアル (平成21年4月) 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 (平成18年6月) 国土交通省 発生土利用基準 (平成18年8月)	

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工
1-2-3-1 一般事項

表 1-2-1 土及び岩の分類表

名称			説明		摘要
A	B	C			
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)
		砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂マサ土
	砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)
	岩または石	軟岩	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 <u>破碎</u> された岩、ごろごろした河床
軟岩			第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec	
		II	凝灰質で強く固結しているもの。 風化が目によって相当進んでいるもの。 き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。		

第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工
1-2-3-1 一般事項

表 1-2-1 土及び岩の分類表

名称			説明		摘要
A	B	C			
土	礫質土	礫まじり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)
		砂質土及び砂	砂	バケット等に山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂マサ土
	砂質土(普通土)		掘削が容易で、バケット等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)
	粘性土	粘性土	バケット等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)
		高含水比粘性土	バケットなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土	シルト(M) 粘性土(C) 火山灰質粘性土(V) 有機質土(O)
	岩または石	軟岩	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケット等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。	玉石まじり土 岩塊 <u>起</u> 碎された岩、ごろごろした河床
軟岩			第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化がはなはだしくきわめてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのものおよび第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもの。	地山弾性波速度 700~2800m/sec	
		II	凝灰質で強く固結しているもの。 風化が目によって相当進んでいるもの。 き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。		

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)						神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)						摘要
硬岩	中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30～50cm程度のき裂を有するもの。			地山弾性波速度 2000～4000m/sec	硬岩	中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30～50cm程度のき裂を有するもの。			地山弾性波速度 2000～4000m/sec	
	硬岩	I	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。		地山弾性波速度 3000m/sec以上		硬岩	I	花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。		地山弾性波速度 3000m/sec以上	
		II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。 き裂が少なく、よく密着しているもの。					II	けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。風化していない新鮮な状態のもの。 き裂が少なく、よく密着しているもの。			
<p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-<u>19</u> 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。</p>						<p>4. 適用規定</p> <p>受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-<u>18</u> 建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。</p>						
<p>1-2-3-3 盛土工</p> <p>4. 狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、<u>仕上がり厚を20cm以下で入念に</u>締固めなければならない。 また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。</p> <p>17. 押え盛土の施工計画</p> <p>受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに<u>あたり</u>、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。</p>						<p>1-2-3-3 盛土工</p> <p>4. 狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。 また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。</p> <p>17. 押え盛土の施工計画</p> <p>受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押え盛土）を行うに<u>当</u>たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。</p>						
<p>第4節 道路土工</p> <p>1-2-4-1 一般事項</p> <p>3. 構造物取付け部</p> <p>受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 <u>(IV下部構造編) 7.9</u> 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、<u>平成29年11月</u>）及び「道路土工－盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p> <p>6. 湧水処理</p> <p>受注者は、工事箇所に<u>おいて</u>工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。</p>						<p>第4節 道路土工</p> <p>1-2-4-1 一般事項</p> <p>3. 構造物取付け部</p> <p>受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 <u>IV 下部構造編 8.9</u> 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、<u>平成24年3月</u>）及び「道路土工－盛土工指針 4-10 盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p> <p>6. 湧水処理</p> <p>受注者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。</p>						

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>8. 適用規定</p> <p>受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-<u>19</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p>	<p>8. 適用規定</p> <p>受注者は、建設発生土については、第1編 1-1-1-<u>18</u> 建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。</p>	
<p>1-2-4-3 路体盛土工</p> <p>9. 狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、<u>仕上がり厚を20cm以下で入念に</u>締固めなければならない。</p> <p>なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。</p>	<p>1-2-4-3 路体盛土工</p> <p>9. 狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。</p> <p>なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。</p>	
<p>1-2-4-4 路床盛土工</p> <p>7. 狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、<u>仕上がり厚を20cm以下で入念に</u>締固めなければならない。</p> <p>10. 路床盛土の締固め度</p> <p>路床盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-<u>24</u> 施工管理第8項の規定による。</p>	<p>1-2-4-4 路床盛土工</p> <p>7. 狭隘箇所等の締固め</p> <p>受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。</p> <p>10. 路床盛土の締固め度</p> <p>路床盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-<u>23</u> 施工管理第8項の規定による。</p>	
<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、<u>平成30年3月</u>)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. アルカリ<u>シリカ</u>反応抑制対策</p> <p>受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ<u>シリカ</u>反応抑制対策の適合を確かめなければならない。</p>	<p>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、<u>平成25年3月</u>)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. アルカリ<u>骨材</u>反応抑制対策</p> <p>受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ<u>骨材</u>反応抑制対策の適合を確かめなければならない。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>3. 塩分の浸透防止</p> <p>受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ<u>シリカ</u>反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>3. 塩分の浸透防止</p> <p>受注者は、土木工事においては、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ<u>骨材</u>反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>ない。</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（<u>産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布法律第33号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見<u>あ</u>たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>第3節 レディーミクストコンクリート</p> <p>1-3-3-2 工場の選定</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（<u>工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（<u>工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布 法律第95号）</u>）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見<u>当</u>たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	
<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量<u>値の許容差</u>内で計量できるものでなければならない。</p> <p>なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。<u>また、練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</u></p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(3) 計量<u>値の許容差</u>は、1回計量分に対し、「表 1-3-2 計量<u>値の許容差</u>」の値以下とする。</p> <p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量<u>値の許容差</u>は、ミキサの容量によって定められる規定の時間<u>あ</u>たりの計量分を質量に換算して、「表 1-3-2 計量<u>値の許容差</u>」の値以下とする。</p> <p>なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	<p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量<u>誤差</u>内で計量できるものでなければならない。</p> <p>なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(3) 計量<u>誤差</u>は、1回計量分に対し、「表 1-3-2 計量の許容<u>誤差</u>」の値以下とする。</p> <p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。</p> <p>その計量<u>誤差</u>は、ミキサの容量によって定められる規定の時間<u>当</u>たりの計量分を質量に換算して、「表 1-3-2 計量の許容<u>誤差</u>」の値以下とする。</p> <p>なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>表 1-3-2 計量<u>値</u>の許容差</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(3) 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサ<u>二</u>第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ<u>二</u>第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p>	<p>(5) 受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>表 1-3-2 計量の許容<u>誤差</u></p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(3) 受注者は、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサ<u>二</u>第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ<u>二</u>第2部：練混ぜ性能試験方法) に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。</p>	
<p>第6節 運搬・打設</p> <p>1-3-6-4 打設</p> <p>2. 適用気温</p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、<u>第</u>10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>5. コンクリートポンプ使用時の注意</p> <p>受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベ<u>ヤ</u>、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>12. 打設計画書</p> <p>受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの<u>自由落下</u>高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p>15. <u>ブリーディング</u>水の除去</p> <p>受注者は、コンクリートの打込み中、表面に<u>ブリーディング</u>水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。</p> <p><u><削除></u></p>	<p>第6節 運搬・打設</p> <p>1-3-6-4 打設</p> <p>2. 適用気温</p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>5. コンクリートポンプ使用時の注意</p> <p>受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベ<u>ア</u>、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>12. 打設計画書</p> <p>受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケツ、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。</p> <p>15. <u>ブリージング</u>水の除去</p> <p>受注者は、コンクリートの打込み中、表面に<u>ブリージング</u>水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。</p> <p><u>16. 不要となったスペーサの除去</u></p> <p><u>受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り</u></p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>16. 壁または柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、<u>ブリーディング</u>の悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。</p> <p>17. アーチ形式のコンクリート端部</p> <p>18. アーチ形式のコンクリート打設</p> <p>19. アーチ形式のコンクリート打継目</p>	<p><u>除かなければならない。</u></p> <p>17. 壁または柱の連続打設時の注意 受注者は、壁または柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、<u>ブリージング</u>の悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。</p> <p>18. アーチ形式のコンクリート端部</p> <p>19. アーチ形式のコンクリート打設</p> <p>20. アーチ形式のコンクリート打継目</p>	
<p>1-3-6-5 締固め</p> <p>2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが<u>鋼材</u>の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。</p>	<p>1-3-6-5 締固め</p> <p>2. 締固め方法 受注者は、コンクリートが<u>鉄筋</u>の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。</p>	
<p>1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p> <p>2. 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなど、コンクリートの品質の低下を招かないように<u>適切な時期</u>に行わなければならない。</p>	<p>1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置</p> <p>2. 沈下ひび割れの防止 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<u>注意して</u>行わなければならない。</p>	
<p>1-3-6-7 打継目</p> <p>1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、<u>契約</u>図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず<u>契約</u>図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の<u>性能を損なわない</u>ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け、<u>PC 鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け</u>、打継面を部材に<u>圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする</u>。</p> <p>3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝の<u>凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする</u>。また、これらの対策は、<u>所要の性能を満足することを照査した上で実施する</u>。</p>	<p>1-3-6-7 打継目</p> <p>1. 一般事項 打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の<u>強度、耐久性、水密性及び外観を害しない</u>ように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督員と協議しなければならない。</p> <p>2. 打継目を設ける位置 受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の<u>圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない</u>。</p> <p>3. 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を<u>造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない</u>。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>8. 伸縮目地 伸縮目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。</p>	<p>8. 伸縮継目 伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。</p>	
<p>1-3-6-9 養生 1. 一般事項 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、<u>その部位に応じた適切な方法により</u>養生しなければならない。</p> <p>2. 湿潤状態の保持 受注者は、<u>打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。</u>通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。 <u>なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>1-3-6-9 養生 1. 一般事項 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p>2. 湿潤状態の保持 受注者は、コンクリートの<u>表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。</u>ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。</p>	
<p>第7節 鉄筋工 1-3-7-1 一般事項 2. 照査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。</p>	<p>第7節 鉄筋工 1-3-7-1 一般事項 2. 照査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。</p>	
<p>1-3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成30年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-3-7-3 加工 3. 鉄筋の曲げ半径 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>1-3-7-4 組立て 2. 配筋・組立て <u>受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。</u> <u>(1) 受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。</u> なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 <u>(2) 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、またはクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結し、使用した焼なまし鉄線、クリップ等はかぶり内に残してはならない。</u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合</p>	<p>1-3-7-4 組立て 2. 配筋・組立 受注者は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。 なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。 受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、<u>鉄筋が移動しないようにしなければならない。</u>また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>は、それに従うものとする。</p> <p><u>(3) 受注者は、鉄筋の配筋において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立て鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に存置する場合、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u></p>		
<p>1-3-7-5 継手</p> <p>2. 重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上の<u>焼</u>なまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」(<u>土木学会、平成15年11月</u>)により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>3. 継手位置 受注者は、<u>原則</u>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。<u>継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u></p> <p>5. 継<u>足</u>し鉄筋の保護 受注者は、将来の継<u>足</u>しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>から</u>これを保護しなければならない。</p>	<p>1-3-7-5 継手</p> <p>2. 重ね継手 受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数ヶ所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】<u>H15.11 土木学会</u>」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p> <p>3. 継手位置の<u>相互ずらし</u> 受注者は、<u>設計図書に明示した場合を除き</u>、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>5. 継<u>ぎ</u>たし鉄筋の保護 受注者は、将来の継<u>ぎ</u>たしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等<u>をうけないように</u>これを保護しなければならない。</p>	
<p>1-3-7-6 ガス圧接</p> <p>4. 圧接面の清掃 受注者は、<u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削する</u>とともに、さび、<u>油脂</u>、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5. 圧接面のすき<u>ま</u> 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき<u>ま</u>は2mm以下とする。</p> <p>6. 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、<u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された</u>場合は作業を行うこと</p>	<p>1-3-7-6 ガス圧接</p> <p>4. 圧接面の清掃 受注者は、<u>圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げる</u>とともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</p> <p>5. 圧接面のすき<u>間</u> 突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき<u>間</u>は2mm以下とする。</p> <p>6. 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、<u>遮へいした</u>場合は作業を行うことができる。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要																																																				
<p>ができる。</p> <p>第10節 寒中コンクリート 1-3-10-3 養生 3.凍結からの保護 5.養生中のコンクリート温度</p> <p>表 1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</p> <table border="1" data-bbox="231 457 1299 835"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u></td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>		養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	<p>第10節 寒中コンクリート 1-3-10-3 養生 3.凍結の保護 5.養生中のコンクリート温度</p> <p>表 1-3-4 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1448 457 2516 835"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">養生温度</th> <th colspan="3">セメントの種類</th> </tr> <tr> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> <th>混合セメントB種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u> コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合</td> <td>5℃</td> <td>9日</td> <td>5日</td> <td>12日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>7日</td> <td>4日</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</u></td> <td>5℃</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>5日</td> </tr> <tr> <td>10℃</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>4日</td> </tr> </tbody> </table>		養生温度	セメントの種類			普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種	(1) <u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u> コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	(2) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</u>	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	
			養生温度	セメントの種類																																																		
	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント		混合セメントB種																																																		
(1) <u>しばしば凍結融解を受ける場合</u>	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) <u>まれに凍結融解を受ける場合</u>	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
	養生温度	セメントの種類																																																				
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種																																																		
(1) <u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u> コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日																																																		
	10℃	7日	4日	9日																																																		
(2) <u>コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合</u>	5℃	4日	3日	5日																																																		
	10℃	3日	2日	4日																																																		
<p>第11節 マスコンクリート 1-3-11-2 施工 5.型枠による対策</p> <p>受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、<u>実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した</u>型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	<p>第11節 マスコンクリート 1-3-11-2 施工 5.型枠による対策</p> <p>受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>																																																					
<p>第13節 水中不分離性コンクリート 1-3-13-3 コンクリートの製造 3.材料の計量</p> <p>(2) 計量<u>値の許容差</u>は、1バッチ計量分に対し、「表 1-3-5 計量<u>値の許容差</u> (水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。</p> <p>表 1-3-5 計量<u>値の許容差</u> (水中不分離性コンクリート)</p>	<p>第13節 水中不分離性コンクリート 1-3-13-3 コンクリートの製造 3.材料の計量</p> <p>(2) 計量<u>誤差</u>は、1バッチ計量分に対し、「表 1-3-5 計量の許容<u>誤差</u> (水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。</p> <p>表 1-3-5 計量の許容<u>誤差</u> (水中不分離性コンクリート)</p>																																																					
<p>1-3-13-4 運搬打設 3.打設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。<u>やむを得ず、流水中や水中落下高さが 50cm を超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u></p>	<p>1-3-13-4 運搬打設 3.打設</p> <p>(6) 受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ 50cm 以下で打ち込まなければならない。</p>																																																					
<p>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 工事材料の品質 1.一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミル</p>	<p>第2編 材料編 第1章 一般事項 第2節 工事材料の品質 1.一般事項</p> <p>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミル</p>																																																					

シート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

4. 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

6. 海外の建設資材の品質証明

表 2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分 / 細別		品 目	対応 JIS 規格 (参考)
I	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	PC 鋼線及びPC 鋼より線	JIS G 3536
		PC 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H 型鋼ぐい	JIS A 5526
熱間圧延鋼矢板		JIS A 5528	
9 鋼製支保工	鋼管矢板	JIS A 5530	
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
	六角ボルト	JIS B 1180	
	六角ナット	JIS B 1181	
		摩擦接合用高力六角ボルト、	JIS B 1186

シート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督員また検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

4. 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

6. 海外の建設資材の品質証明

表 2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分 / 細別		品 目	対応 JIS 規格 (参考)
I	セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	PC 鋼線及びPC 鋼より線	JIS G 3536
		PC 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H 型鋼ぐい	JIS A 5526
熱間圧延鋼矢板		JIS A 5528	
9 鋼製支保工	鋼管矢板	JIS A 5530	
	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	
	六角ボルト	JIS B 1180	
	六角ナット	JIS B 1181	
		摩擦接合用高力六角ボルト、	JIS B 1186

（この欄は空白です）

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)				神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)				摘要																																																															
III 瀝青材料	六角ナット、平座金のセット			III 瀝青材料	六角ナット、平座金のセット																																																																		
	舗装用石油アスファルト		日本道路規定規格		舗装用石油アスファルト		日本道路規定規格																																																																
	石油アスファルト乳剤		JIS K 2208		石油アスファルト乳剤		JIS K 2208																																																																
	IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石			JIS A 5006	IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石		JIS A 5006																																																														
		道路用碎石			JIS A 5001		道路用碎石		JIS A 5001																																																														
		アスファルト舗装用骨材			JIS A 5001		アスファルト舗装用骨材		JIS A 5001																																																														
		フィラー（舗装用石炭石粉）			JIS A 5008		フィラー（舗装用石炭石粉）		JIS A 5008																																																														
		コンクリート用碎石及び砕砂			JIS A 5005		コンクリート用碎石及び砕砂		JIS A 5005																																																														
コンクリート用スラグ骨材		JIS A 5011	コンクリート用スラグ骨材		JIS A 5011																																																																		
道路用鉄鋼スラグ		JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ		JIS A 5015																																																																		
第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 表2-2-9 鉄鋼スラグの規格 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧縮強さ Mpa</th> <th>単位容積質量 kg/L</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.0以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>試験法</td> <td>E001</td> <td>E003</td> <td>A023</td> <td>E002</td> <td>E004</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上	試験法	E001	E003	A023	E002	E004		第2章 土木工事材料 第3節 骨材 2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材 5. 鉄鋼スラグの規格（路盤材用） 表2-2-9 鉄鋼スラグの規格 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>修正 CBR %</th> <th>一軸圧縮強さ Mpa</th> <th>単位容積質量 kg/L</th> <th>呈色判定試験</th> <th>水浸膨張比 %</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MS</td> <td>80以上</td> <td>—</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>HMS</td> <td>80以上</td> <td>1.2以上</td> <td>1.5以上</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>CS</td> <td>30以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>呈色なし</td> <td>1.5以下</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>				呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期間	MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上	
呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期間																																																																	
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																	
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																	
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.0以下	6ヵ月以上																																																																	
試験法	E001	E003	A023	E002	E004																																																																		
呼び名	修正 CBR %	一軸圧縮強さ Mpa	単位容積質量 kg/L	呈色判定試験	水浸膨張比 %	エージング期間																																																																	
MS	80以上	—	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																	
HMS	80以上	1.2以上	1.5以上	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																	
CS	30以上	—	—	呈色なし	1.5以下	6ヵ月以上																																																																	
第5節 鋼材 2-2-5-7 溶接材料 JIS Z 3352（サブマージアーク溶接及びエレクトロスラグ溶接用フラックス）				第5節 鋼材 2-2-5-7 溶接材料 JIS Z 3352（サブマージアーク溶接用フラックス）																																																																			
第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-1 一般事項 4. 異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。 <u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u>				第6節 セメント及び混和材料 2-2-6-1 一般事項 4. 異常なセメント使用時の注意 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。																																																																			
7. 異常な混和剤使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。 <u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。</u>				7. 異常な混和材使用時の注意 受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。																																																																			
9. 異常な混和材使用時の注意				9. 異常な混和材使用時の注意																																																																			

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要																																																																																						
<p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。<u>ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。</u></p>	<p>受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。</p>																																																																																							
<p>2-2-6-2 セメント 2. 普通ポルトランドセメントの規定 コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条第3項、4項の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m³未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。</p>	<p>2-2-6-2 セメント 2. 普通ポルトランドセメントの規定 コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条第3項、4項の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種当りの総使用量が10m³未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。</p>																																																																																							
<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質</p> <p style="text-align: center;">表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="237 772 1252 1432"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td><u>測定値を報告する</u></td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td><u>測定値を報告する</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ(Na o eq)%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	<u>測定値を報告する</u>	28d	<u>測定値を報告する</u>	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	<p>3. 普通ポルトランドセメントの品質</p> <p style="text-align: center;">表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質</p> <table border="1" data-bbox="1454 772 2469 1432"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">比表面積 cm²/g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャチリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td> <td>3d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td><u>350 以下</u></td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td><u>400 以下</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">酸化マグネシウム%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三酸化硫黄%</td> <td>3.5 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">強熱減量%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全アルカリ(Na o eq)%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塩化物イオン%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table>	品 質		規 格	比表面積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	<u>350 以下</u>	28d	<u>400 以下</u>	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	
品 質		規 格																																																																																						
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																						
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																						
安 定 性	パット法	良																																																																																						
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																						
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 J/g	7 d	<u>測定値を報告する</u>																																																																																						
	28d	<u>測定値を報告する</u>																																																																																						
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																						
強熱減量%		5.0 以下																																																																																						
全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																						
品 質		規 格																																																																																						
比表面積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																						
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																						
	終 結	10 以下																																																																																						
安 定 性	パット法	良																																																																																						
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																						
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																						
	7d	22.5 以上																																																																																						
	28d	42.5 以上																																																																																						
水 和 熱 J/g	7 d	<u>350 以下</u>																																																																																						
	28d	<u>400 以下</u>																																																																																						
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																						
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																						
強熱減量%		5.0 以下																																																																																						
全アルカリ(Na o eq)%		0.75 以下																																																																																						
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																						
<p>2-2-6-3 混和材料 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。</p>	<p>2-2-6-3 混和材料 5. 急結剤 急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成25年11月）の規格に適合するものとする。</p>																																																																																							
<p>第7節 セメントコンクリート製品 2-2-7-1 一般事項 3. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平</p>	<p>第7節 セメントコンクリート製品 2-2-7-1 一般事項 3. アルカリ骨材反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平</p>																																																																																							

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要																												
成14年7月31日)を遵守し、アルカリ シリカ 反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	成14年7月31日)を遵守し、アルカリ 骨材 反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。																													
<p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和元年6月改正政令第19号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p>	<p>第8節 瀝青材料</p> <p>2-2-8-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(平成26年7月改正政令第269号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p>																													
<p>第10節 目地材料</p> <p>2-2-10-1 注入目地材</p> <p>1. 一般事項</p> <p>注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。</p>	<p>第10節 目地材料</p> <p>2-2-10-1 注入目地材</p> <p>1. 一般事項</p> <p>注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。</p>																													
<p>第12節 道路標識及び区画線</p> <p>2-2-12-1 道路標識</p> <p>標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標示板</p> <p>(2) 支柱</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p><u>JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)</u></p> <p><u>JIS G 3106 (建築構造用圧延鋼材)</u></p> <p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="240 1854 1228 1946"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12'</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12'	5°	70	50	15	4.0	9.0	<p>第12節 道路標識及び区画線</p> <p>2-2-12-1 道路標識</p> <p>標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 標識板</p> <p>(2) 支柱</p> <p>JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)</p> <p>JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)</p> <p>JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)</p> <p>JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)</p> <p>(4) 反射シート</p> <p>標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。</p> <p>また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。</p> <p>なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1" data-bbox="1457 1854 2445 1946"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12'</td> <td>5°</td> <td>70</td> <td>50</td> <td>15</td> <td>4.0</td> <td>9.0</td> </tr> </tbody> </table>	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12'	5°	70	50	15	4.0	9.0	
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																								
12'	5°	70	50	15	4.0	9.0																								
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																								
12'	5°	70	50	15	4.0	9.0																								

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)							神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)							摘要																																																																																																																																																																																																				
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(0.2°)</td> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>10</u></td> <td><u>7.0</u></td> <td><u>2.0</u></td> <td><u>0.5</u></td> <td><u>1.5</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>9.0</u></td> <td><u>6.0</u></td> <td><u>1.8</u></td> <td><u>0.4</u></td> <td><u>1.2</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.3</u></td> <td><u>0.06</u></td> <td><u>0.2</u></td> </tr> </table>	(0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	<u>40°</u>	<u>10</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	<u>0.5</u>	<u>1.5</u>	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	<u>40°</u>	<u>9.0</u>	<u>6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>0.4</u>	<u>1.2</u>	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>	<p>表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>110</u></td> <td><u>70</u></td> <td><u>16</u></td> <td><u>8.0</u></td> <td><u>16</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td><u>57</u></td> <td>14</td> <td><u>7.0</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>95</u></td> <td><u>54</u></td> <td><u>13</u></td> <td><u>7.0</u></td> <td><u>11</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td><u>0.2</u></td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td><u>1.5</u></td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td><u>40°</u></td> <td><u>1.5</u></td> <td><u>1.0</u></td> <td><u>0.3</u></td> <td><u>0.06</u></td> <td><u>0.2</u></td> </tr> </tbody> </table>						観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	<u>40°</u>	<u>110</u>	<u>70</u>	<u>16</u>	<u>8.0</u>	<u>16</u>	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	<u>57</u>	14	<u>7.0</u>	<u>11</u>	<u>40°</u>	<u>95</u>	<u>54</u>	<u>13</u>	<u>7.0</u>	<u>11</u>	2°	5°	5.0	3.0	0.8	<u>0.2</u>	0.6	30°	2.5	<u>1.5</u>	0.4	0.1	0.3	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(0.2°)</td> <td>30°</td> <td>30</td> <td>22</td> <td>6.0</td> <td>1.7</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>20'</td> <td>5°</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>10</td> <td>2.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(0.33°)</td> <td>30°</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>4.0</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </table>	(0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5	20'	5°	50	35	10	2.0	7.0	(0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2°	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3	<p>表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>観測角</th> <th>入射角</th> <th>白</th> <th>黄</th> <th>赤</th> <th>青</th> <th>緑</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12' (0.2°)</td> <td>5°</td> <td>250</td> <td>170</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>150</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20' (0.33°)</td> <td>5°</td> <td>180</td> <td>122</td> <td>25</td> <td>14</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>100</td> <td><u>67</u></td> <td>14</td> <td><u>8.0</u></td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2°</td> <td>5°</td> <td>5.0</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td><u>0.3</u></td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>30°</td> <td>2.5</td> <td><u>1.8</u></td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>						観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑	12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	30°	150	100	25	11	25	20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	30°	100	<u>67</u>	14	<u>8.0</u>	<u>12</u>	2°	5°	5.0	3.0	0.8	<u>0.3</u>	0.6	30°	2.5	<u>1.8</u>	0.4	0.1	0.3	
		(0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																										
	<u>40°</u>		<u>10</u>	<u>7.0</u>	<u>2.0</u>	<u>0.5</u>	<u>1.5</u>																																																																																																																																																																																																											
	20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																											
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																											
		<u>40°</u>	<u>9.0</u>	<u>6.0</u>	<u>1.8</u>	<u>0.4</u>	<u>1.2</u>																																																																																																																																																																																																											
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																											
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																											
		<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>																																																																																																																																																																																																											
観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																												
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																																												
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																																												
	<u>40°</u>	<u>110</u>	<u>70</u>	<u>16</u>	<u>8.0</u>	<u>16</u>																																																																																																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																																												
	30°	100	<u>57</u>	14	<u>7.0</u>	<u>11</u>																																																																																																																																																																																																												
	<u>40°</u>	<u>95</u>	<u>54</u>	<u>13</u>	<u>7.0</u>	<u>11</u>																																																																																																																																																																																																												
2°	5°	5.0	3.0	0.8	<u>0.2</u>	0.6																																																																																																																																																																																																												
	30°	2.5	<u>1.5</u>	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																												
	<u>40°</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>	<u>0.3</u>	<u>0.06</u>	<u>0.2</u>																																																																																																																																																																																																												
(0.2°)	30°	30	22	6.0	1.7	3.5																																																																																																																																																																																																												
	20'	5°	50	35	10	2.0	7.0																																																																																																																																																																																																											
(0.33°)	30°	24	16	4.0	1.0	3.0																																																																																																																																																																																																												
	2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																											
2°	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																												
	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑																																																																																																																																																																																																											
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45																																																																																																																																																																																																												
	30°	150	100	25	11	25																																																																																																																																																																																																												
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21																																																																																																																																																																																																												
	30°	100	<u>67</u>	14	<u>8.0</u>	<u>12</u>																																																																																																																																																																																																												
2°	5°	5.0	3.0	0.8	<u>0.3</u>	0.6																																																																																																																																																																																																												
	30°	2.5	<u>1.8</u>	0.4	0.1	0.3																																																																																																																																																																																																												
<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>3-1-1-3 現場技術員</p> <p>受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、発注者から通知するものとする。</p>	<p>第3編 土木工事共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>3-1-1-3 現場技術員</p> <p>受注者は、設計図書で建設コンサルタントや(公財)神奈川県都市整備技術センター等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、以下の各号によらなければならない。なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、発注者から通知するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																	
<p>3-1-1-4 支給材料及び貸与物件</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1編の1-1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。</p>	<p>3-1-1-4 支給材料及び貸与物件</p> <p>1. 適用規定</p> <p>土木工事にあつては、第1編の1-1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。</p>																																																																																																																																																																																																																	
<p>3-1-1-5 監督員による確認及び立会等</p> <p>5. 遵守義務</p> <p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあつても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p>	<p>3-1-1-5 監督員による確認及び立会等</p> <p>5. 遵守義務</p> <p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあつても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																	

7. 段階確認の臨場

表 3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/1土(岩)質の変化毎
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン等	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150本 重点：1回/100本
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：全数 重点：全数
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：全数 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	※鉄筋組立て 一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

7. 段階確認の臨場

表 3-1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期	確認項目	確認程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/1土(岩)質の変化毎
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル 薬液注入	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150本 重点：1回/100本
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：全数 重点：全数
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：全数 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	※鉄筋組立て 一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

3-1-1-8 工事完成図書の納品

3. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品運用ガイドライン<工事編>【土木工事版】」に基づいて電子成果

3-1-1-8 工事完成図書の納品

3. 電子成果品及び紙の成果品

受注者は、「電子納品運用ガイドライン<_工事_編_>」に基づいて電子成果品及び紙の

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘要
品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。	成果品を作成及び納品しなければならない。	
3-1-1-10 施工管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>24</u> 施工管理の規定に加え以下の規定による。	3-1-1-10 施工管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>23</u> 施工管理の規定に加え以下の規定による。	
3-1-1-11 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>27</u> 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (<u>国土交通省告示第496号、令和元年9月2日</u>) を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3-1-1-11 工事中の安全確保 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>26</u> 工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱 (<u>建設事務次官通達、平成5年1月12日</u>) を遵守して災害の防止を図らなければならない。	
3-1-1-12 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>33</u> 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	3-1-1-12 交通安全管理 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>32</u> 交通安全管理の規定に加え以下の規定による。	
3-1-1-13 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>38</u> 工事測量の規定に加え以下の規定による。	3-1-1-13 工事測量 1. 適用規定 土木工事にあつては、第1編 1-1-1- <u>37</u> 工事測量の規定に加え以下の規定による。	
3-1-1-15 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、 <u>特に</u> 評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。	3-1-1-15 創意工夫 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに資料を作成して監督員に提出する事ができる。	
第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 (中略) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編)</u> (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成31年3月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (平成2年11月) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成31年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 (中略) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 <u>II 鋼橋編</u>) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (<u>I 共通編IV 下部構造編</u>) (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月) 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針 (案) (平成2年11月) 建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (昭和49年7月) 建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について (平成2年9月) 日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年6月) 国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正) 環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成26年11月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月) 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p><u>国土交通省</u> 道路標識設置基準 (<u>令和元年10月</u>)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (<u>平成29年6月</u>)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編] (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)(樋門編) (平成13年12月)</p> <p><u>国土交通省</u> <u>道路土工構造物技術基準</u> (<u>平成27年3月</u>)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (<u>平成30年10月</u>)</p>	<p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年8月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工-仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)</p> <p>日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)</p> <p>建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)</p> <p>建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)</p> <p><u>日本道路協会</u> 道路標識設置基準・同解説 (<u>昭和62年1月</u>)</p> <p>日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)</p> <p>建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)</p> <p>国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (<u>平成23年3月</u>)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編] (平成13年12月)</p> <p>国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[樋門編] (平成13年12月)</p> <p>労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)</p> <p>厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン (平成21年4月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) (<u>平成24年11月</u>)</p>	
<p>第3節 共通的工種</p> <p>3-2-3-2 材料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<u>めっき</u>付着量を<u>両面</u>で275g/m²以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合、受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。</p>	<p>第3節 共通的工種</p> <p>3-2-3-2 材料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>(2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、<u>亜鉛</u>の付着量を <u>JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 構造用 (Z27) の</u>275g/m² (<u>両面付着量</u>)以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを確認しなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p><u>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p><u>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u></p> <p><u>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u></p> <p><u>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>(2) 受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の 550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2種（HDZ35）の 350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能</p> <p>(1) 反射体</p> <p>② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$</p> <p>橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$</p> <p>ただし、x、y は JIS Z 8781-3（<u>測色－第3部：CIE 三刺激値</u>）の色度座標である。</p> <p>(2) 支柱</p> <p>④ 塗装仕上げする鋼管の場合</p> <p>3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm 以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。</p>	<p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>(2) 受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の 550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく 2種（HDZ35）の 350g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能</p> <p>(1) 反射体</p> <p>② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。</p> <p>白色 $0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$</p> <p>橙色 $0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$</p> <p>ただし、x、y は JIS Z 8701（<u>色の表示方法－XYZ 表色系及び X10Y10Z10 表色系</u>）の色度座標である。</p> <p>(2) 支柱</p> <p>④ 塗装仕上げする鋼管の場合</p> <p>3) 受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm 以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。</p>	
<p>3-2-3-5 縁石工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を<u>契約</u>図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p>	<p>3-2-3-5 縁石工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。</p>	
<p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>3. 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を<u>サンドペーパー</u>や機械的に<u>より</u>研磨（サンディング処</p>	<p>3-2-3-6 小型標識工</p> <p>3. 標示板基板の表面状態</p> <p>受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（<u>サウ</u>ンディング処理）シラッカーシナ</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>理) シラッカーシンナーまたは、表面処理液(弱アルカリ性<u>界面活性剤</u>)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。<u>印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。</u></p> <p>8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm <u>以上</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。</p>	<p>一または、表面処理液(弱アルカリ性処理液)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。</p> <p>5. 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。</p> <p>8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、<u>5~10mm 程度</u>重ね合わせなければならない。</p> <p>10. 素材加工 受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダ<u>二</u>などで表面を滑らかにしなければならない。</p>	
<p>3-2-3-8 路側防護柵工</p> <p>6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(A種は20kN/<u>本</u>、B種及びC種は9.8kN/<u>本</u>)を与えなければならない。</p>	<p>3-2-3-8 路側防護柵工</p> <p>6. ガードケーブルの支柱取付 受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(Aは20kN、B種及びC種は9.8kN)を与えなければならない。</p>	
<p>3-2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)</p> <p>2. 適用規定 (3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。 ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。<u>また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</u></p>	<p>3-2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)</p> <p>2. 適用規定 (3) コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。 ① 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。 ② 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。</p>	
<p>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>1. コンクリートの施工 <u>(5) 受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。</u></p> <p>3. PC 緊張の施工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・<u>コンクリート部材</u>編) 17.11PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、<u>平成29年11月</u>)に基</p>	<p>3-2-3-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>1. コンクリートの施工</p> <p>3. PC 緊張の施工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編) 20.8PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、<u>平成24年3月</u>)に基づき管理するもの</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>4. グラウトの施工</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合するポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも <u>3</u> 日間、<u>+5</u>℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>7. プレグラウト <u>された</u> PC 鋼材</p> <p>プレグラウト <u>された</u> PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。</p> <p>(2) 使用する樹脂 <u>またはグラウト</u> は、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、コンクリート <u>部材</u> と PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性 <u>能</u> を有しコンクリート <u>部材</u> と一体化が図られるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト <u>された</u> PC 鋼材として <u>(1) から (3) を使用して</u> 加工された製品は、所要の耐久性 <u>能</u> を有するものとする。</p>	<p>とし、順序、緊張力、PC 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>4. グラウトの施工</p> <p>(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。</p> <p>① グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210 (ポルトランドセメント) に適合する <u>普通</u>ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも <u>5</u> 日間、<u>5</u>℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。</p> <p>7. プレグラウト PC 鋼材</p> <p>プレグラウト PC 鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。</p> <p>(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC 鋼材を防食するとともに、 <u>部材</u> コンクリートと PC 鋼材とを付着により一体化しなければならない。</p> <p>(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し <u>部材</u> コンクリートと一体化が図られるものとする。</p> <p>(4) プレグラウト PC 鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。</p>	
<p>3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立て施工</p> <p>ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上 <u>の</u> ものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し <u>て保管し</u>、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。 <u>また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</u> これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p><u>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</u></p>	<p>3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工</p> <p>2. ブロック組立て施工</p> <p>ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上 <u>で、かつ、表 3-2-3 に示す条件を満足する</u> ものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法は <u>JISCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系</u></p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>なお、接着剤の試験方法は「<u>コンクリート標準示方書(規準編)</u>」(土木学会、平成30年10月)における、<u>JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格</u>による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) プレキャストブロックの<u>連結</u>にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを<u>連結</u>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p>	<p><u>接着剤(橋げた用)品質規格(案)</u>「<u>コンクリート標準示方書・(規準編)</u>」(土木学会、平成25年11月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><u>表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準<削除></u></p> <p>(3) プレキャストブロックの<u>接合</u>にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。</p> <p>(4) プレキャストブロックを<u>接合</u>する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。</p>	
<p>3-2-3-23 現場継手工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-<u>3</u>に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。</p> <p>(1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。</p> <p>(2) 接触面を塗装する場合は、表3-2-<u>4</u>に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。</p> <p>表3-2-<u>3</u> すべり係数</p> <p>表3-2-<u>4</u> 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <p>3. ボルトの締付け</p> <p>(4) ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。</p> <p>① ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転(120度)±30度</p> <p>② ボルト長が径の5倍を<u>超</u>える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。</p> <p>(6) ボルトの締付け機、<u>測定器具</u>などの検定は、<u>下記に示す時期に行いその精度を確認</u>しなければならない。</p> <p><u>・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。</u></p>	<p>3-2-3-23 現場継手工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-2-<u>4</u>に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。</p> <p>(1) 接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。</p> <p>(2) 接触面を塗装する場合は、表3-2-<u>5</u>に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。</p> <p>表3-2-<u>4</u> すべり係数</p> <p>表3-2-<u>5</u> 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <p>3. ボルトの締付け</p> <p>(4) ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。</p> <p>① ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転(120度)±30度</p> <p>② ボルト長が径の5倍を<u>越</u>える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。</p> <p>(6) ボルトの締付け機、<u>測量器具</u>などの検定を<u>現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヶ月毎にその他の機器は3ヶ月毎に点検を行い、精度を確認</u>しなければならない。</p>	

- ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1ヶ月に1回検定を行う。
- ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。

4. 締付けボルト軸力

締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。

- (2) 摩擦接合ボルトを、表 3-2-5 に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けなければならない。

表 3-2-5 設計ボルト軸力 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
B8T	M24	192
F10T	M20	165
S10T	M22	205
B10T	M24	238
<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>299</u>
	<u>M24</u>	<u>349</u>

- (4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表 3-2-6 及び表 3-2-7 に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

表 3-2-6 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172~202
	M22	212~249
	M24	247~290
<u>S14T</u>	<u>M22</u>	<u>311~373</u>
	<u>M24</u>	<u>363~435</u>

表 3-2-7 常温時以外 (0~10℃、3~60℃) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)

4. 締付けボルト軸力

締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。

- (2) 摩擦接合ボルトを、表 3-2-6 に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けなければならない。

表 3-2-6 設計ボルト軸力 (kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
B8T	M24	192
F10T	M20	165
S10T	M22	205
B10T	M24	238

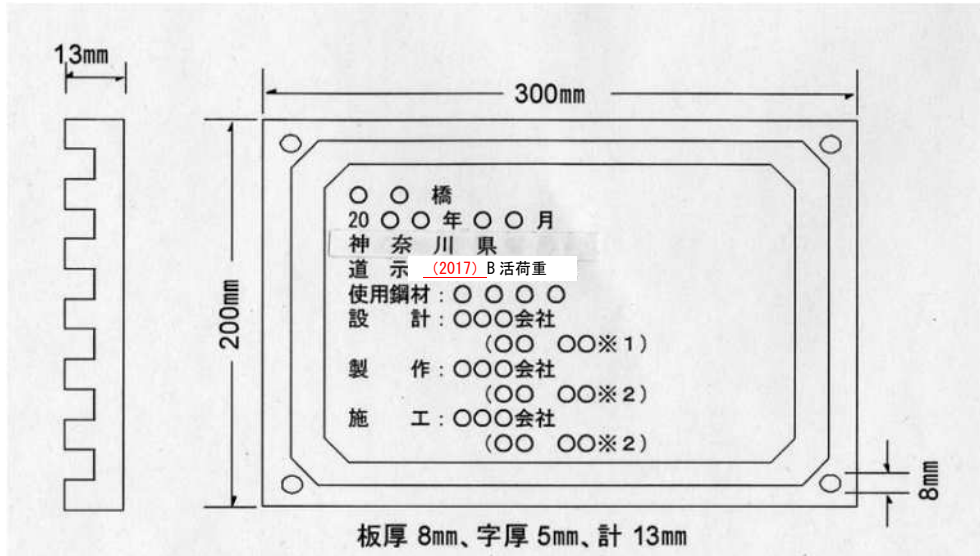
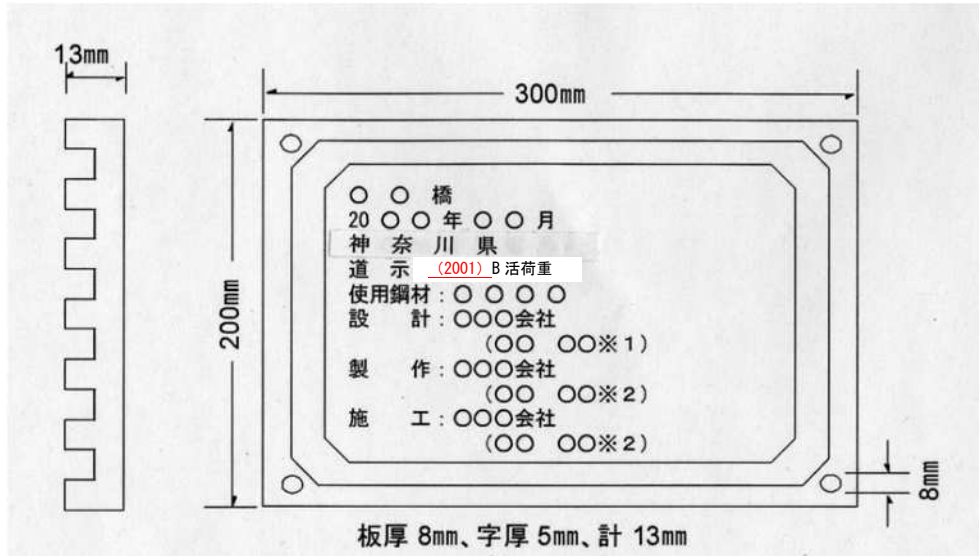
- (4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表 3-2-7 及び表 3-2-8 に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

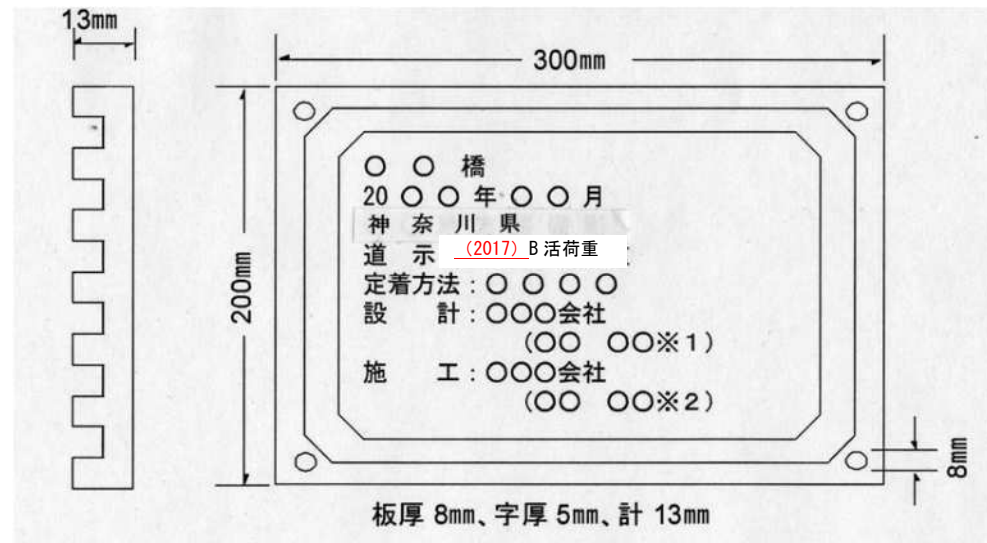
表 3-2-7 常温時 (10~30℃) の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172~202
	M22	212~249
	M24	247~290

表 3-2-8 常温時以外 (0~10℃、3~60℃) の締付けボルト軸力の平均値

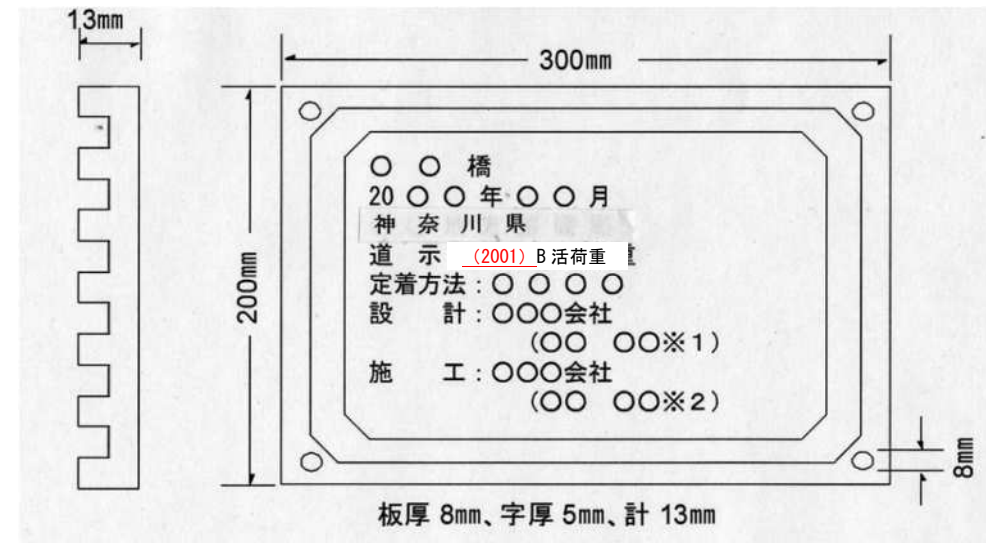
セット	ねじの呼び	1製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167~211

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)			神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)			摘要
	S10T	M20 M22 M24	167~211 207~261 241~304		M22 M24	207~261 241~304
	S14T	M22 M24	299~391 349~457			
<p>(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表 3-2-8 に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。</p> <p>表 3-2-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</p> <p>7. 締付け確認</p> <p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。</p>			<p>(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表 3-2-9 に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。</p> <p>表 3-2-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</p> <p>7. 締付け確認</p> <p>(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。</p>			
<p>3-2-3-25 銘板工</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>			<p>3-2-3-25 銘板工</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p> <p>※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>			



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 3-2-2 銘板の寸法及び記載事項

3-2-3-31 現場塗装工

9. 塗装の禁止条件

受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

塗装禁止条件は、表 3-2-9 に示すとおりである。

表 3-2-9 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、 20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10 以下、 30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下、 20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上

3-2-3-31 現場塗装工

9. 塗装の禁止条件

受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

塗装禁止条件は、表 3-2-10 に示すとおりである。

表 3-2-10 塗装禁止条件

塗装の種類	気温 (°C)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 ※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用 ※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5 以下、 20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 ※	10 以下、 30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5 以下、 20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)				神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)				摘要
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上		ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上		
ふっ素樹脂塗料用上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上		ふっ素樹脂塗料用上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上		
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上		鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上		
<p>(1) 降雨等で表面が濡れているとき。</p> <p>(2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。</p> <p>(3) 塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。</p> <p>(4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。</p> <p>(5) その他監督員が不適当と認めたとき。</p> <p>16. 検査</p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 m²単位毎に 25 点（1 点あたり 5 回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1 ロットの面積が 200 m²に満たない場合には 10m² ごとに 1 点とする。</p> <p>(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 塗膜厚測定値（5 回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上とするものとする。 塗膜厚測定値（5 回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上とするものとする。 塗膜厚測定値（5 回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が 20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とする。 平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督員に提示しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督員または検査員の請求</p>				<p>(1) 降雨等で表面が濡れているとき。</p> <p>(2) 風が強いとき及び塵埃が多いとき。</p> <p>(3) 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。</p> <p>(4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。</p> <p>(5) その他監督員が不適当と認めたとき。</p> <p>16. 検査</p> <p>(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された 500 m²単位毎に 25 点（1 点当たり 5 回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1 ロットの面積が 200 m²に満たない場合には 10m² ごとに 1 点とする。</p> <p>(6) 受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。 ① 塗膜厚測定値（5 回平均）の平均値は、目標塗膜厚 <u>（合計値）</u> の 90%以上とするものとする。 ② 塗膜厚測定値（5 回平均）の最小値は、目標塗膜厚 <u>（合計値）</u> の 70%以上とするものとする。 ③ 塗膜厚測定値（5 回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚 <u>（合計）</u> の 20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。 ④ 平均値、最小値、標準偏差のうち 1 つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、使用しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の確認を監督員に受けなければならない。</p>				
				<p><u>注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。</u></p>				

があった場合は速やかに提示しなければならない。

3-2-3-32 かごマット工

1. 一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(国土交通省、平成21年4月)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、**契約**図面及び以下による。

3. 表示標の提出

表 3-2-10 要求性能の確認方法

項目	要求性能	確認方法				
		試験方法	試験条件	基準値		
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態で母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張強度 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JISG0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	線材磨耗試験 回転数 20,000 回転	メッキ残存量 30 g/m ² 以上
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			
材に上記性能に加えて蓋に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線の摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上	
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩擦試験の線の摩擦試験または面材摩擦試験の面的摩擦試験	[線材磨耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材磨耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期磨耗後)	

6. 連結方法

連結の方法はコイル式とし表 3-2-11 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1/2 以上 (1 本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線末端を内側に向けるものとする。

表 3-2-11 連結コイル線

表 3-2-12 線材の品質管理試験の内容

3-2-3-33 袋詰玉石工

2. 根固め用袋材の性能

袋型根固め用袋材は表 3-2-13 に示す性能を満足することを確認しなければならない。

3-2-3-32 かごマット工

1. 一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月 **24日改定**)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、**図面**及び以下による。

3. 表示標の提出

表 3-2-11 要求性能の確認方法

項目	要求性能	確認方法				
		試験方法	試験条件	基準値		
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態で母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張強度 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm ² 以上	
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JISG0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	線材磨耗試験 回転数 20,000 回転	メッキ残存量 30 g/m ² 以上
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			
材に上記性能に加えて蓋に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験または線の摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上	
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩擦試験の線の摩擦試験または面材摩擦試験の面的摩擦試験	[線材磨耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材磨耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期磨耗後)	

6. 連結方法

連結の方法はコイル式とし表 3-2-12 のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長 1/2 以上 (1 本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線末端を内側に向けるものとする。

表 3-2-12 連結コイル線

表 3-2-13 線材の品質管理試験の内容

3-2-3-33 袋詰玉石工

2. 根固め用袋材の性能

袋型根固め用袋材は表 3-2-14 に示す性能を満足することを確認しなければならない。

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>3. 根固め用袋材の要求性能の確認</p> <p>要求性能の確認は、表 3-2-<u>13</u>に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>表 3-2-<u>13</u>(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法</p> <p>表 3-2-<u>13</u>(2) 参考資料</p>	<p>3. 根固め用袋材の要求性能の確認</p> <p>要求性能の確認は、表 3-2-<u>14</u>に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>表 3-2-<u>14</u>(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法</p> <p>表 3-2-<u>14</u>(2) 参考資料</p>	
<p>第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>3. 試験杭の施工</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p><u>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</u></p> <p>11. 中掘り杭工法による既製杭工施工</p> <p>受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭<u>周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留める</u>ように沈設するとともに、<u>必要に応じて所定の位置に保持しなければならない</u>。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。<u>杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。</u></p> <p><u>なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。</u></p> <p>14. 杭支持層の確認・記録</p> <p>受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）<u>7</u>施工 <u>7.4</u> くい施工で、<u>7.4.2</u> 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成す</p>	<p>第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>3. 試験杭の施工</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>11. 中掘り杭工法による既製杭工施工</p> <p>受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端<u>部及び杭周辺</u>地盤を<u>乱さない</u>ように、<u>沈設</u>するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。</p> <p>14. 杭支持層の確認・記録</p> <p>受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）<u>⑧</u>施工 <u>8.3</u> くい施工で、<u>8.3.2</u> 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルク<u>の</u>噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	

る生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

16. セメントミルクの水セメント比

受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。

また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引き上げなければならない。

21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手

(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。

(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。

なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表 3-2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値

外径	許容量	摘要
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 2000mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。

なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グライ

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

16. セメントミルクの水セメント比

受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。

また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。

21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手

(5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。

(7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。

なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表 3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値

外径	許容量	摘要
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

(8) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。

なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グライ

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>ンダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p>	<p>ンダ二またはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。</p>	
<p>3-2-4-5 場所打杭工</p> <p>1. 試験杭</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p> <p><u>また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。</u></p> <p>9. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向 <u>3m 間隔程度</u> で取り付けなければならない。<u>特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対して 500～700mm の間隔で設置するものとする。</u></p> <p>11. 鉄筋かごの組立て</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を <u>構造設計上考慮する鉄筋に対して</u> 行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。</p> <p>なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>12. コンクリート打設</p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート <u>の上面から</u> 打込み開始時を除き、2m 以上入れておかなければならない。</p> <p>14. オールケーシング工法の施工</p> <p>受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート <u>の上面から</u> 2m 以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p>	<p>3-2-4-5 場所打杭工</p> <p>1. 試験杭</p> <p>受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。</p> <p>なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の1本を試験杭として施工してもよい。</p> <p>9. 鉄筋かごの建込み</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶりが確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向 <u>5m 間隔以下</u> で取付けなければならない。</p> <p>11. 鉄筋かごの組立て</p> <p>受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリートの打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。</p> <p>なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。</p> <p>12. コンクリート打設</p> <p>受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート <u>内に</u> 打込み開始時を除き、2m 以上入れておかなければならない。</p> <p>14. オールケーシング工法の施工</p> <p>受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート <u>打設面より</u> 2m 以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>ればならない。</p> <p>17. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。</p>	<p>ればならない。</p> <p>17. 鉄筋かご建込み時の溝壁崩壊防止 受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。</p>	
<p>3-2-4-6 深礎工</p> <p>6. 鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組み立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組み立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持等のための溶接を構造設計上考慮する鉄筋に対して行ってはならない。</p>	<p>3-2-4-6 深礎工</p> <p>6. 鉄筋組立て 受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</p>	
<p>3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>8. 中埋めコンクリート施工前の作業 受注者は、中埋めコンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。</p> <p>9. 中埋めコンクリートの打設 受注者は、中埋めコンクリートを施工するにあたり、作業室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋めコンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p>	<p>3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</p> <p>8. 中埋コンクリート施工前の作業 受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。</p> <p>9. 中埋コンクリートの打設 受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後 24 時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。</p>	
<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接 (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 3-2-15 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p>表 3-2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <p>(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。 なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。</p>	<p>3-2-4-9 鋼管矢板基礎工</p> <p>11. 鋼管矢板の溶接 (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表 3-2-16 の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。</p> <p>表 3-2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値</p> <p>(8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。 なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダ一またはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要																						
<p>13. 建込み精度管理</p> <p>受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置して二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。</p>	<p>13. 建込み精度管理</p> <p>受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、<u>トランシット</u>で二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。</p>																							
<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-2 材料</p> <p>1. 適用規定</p> <p>舗装工で使用する材料については、第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料、3-2-6-4 コンクリート舗装の材料の規定による。</p> <p>4. 試験練り</p> <p>受注者は、舗設に先<u>立</u>って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p>	<p>第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-2 材料</p> <p>1. 適用規定</p> <p>舗装工で使用する材料については、<u>以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については</u>、第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料、3-2-6-4 コンクリート舗装の材料の規定による。</p> <p>4. 試験練り</p> <p>受注者は、舗設に先<u>だ</u>って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p>																							
<p>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>8. 下層路盤の材料規格</p> <p>下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 3-2-<u>16</u>の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>16</u> 下層路盤の品質規格</p> <p>9. 上層路盤の材料規格</p> <p>上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 3-2-<u>17</u>、表 3-2-<u>18</u>、表 3-2-<u>19</u>、の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>17</u> 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="237 1717 1240 1869"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	<p>3-2-6-3 アスファルト舗装の材料</p> <p>8. 下層路盤の材料規格</p> <p>下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 3-2-<u>17</u>の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>17</u> 下層路盤の品質規格</p> <p>9. 上層路盤の材料規格</p> <p>上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表 3-2-<u>18</u>、表 3-2-<u>19</u>、表 3-2-<u>20</u>、の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>18</u> 上層路盤の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1409 1717 2531 1869"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	
種 別	試験項目	試験方法	規格値																					
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																					
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																					
種 別	試験項目	試験方法	規格値																					
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																					
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																					

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)				神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)				摘要
再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	再生粒度調整碎石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 <u>安定性損失率 20%以下</u>	
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	
<p>表 3-2-<u>18</u> 上層路盤の品質規格</p> <p>表 3-2-<u>19</u> 上層路盤の品質規格</p> <p>(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 3-2-<u>20</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>20</u> 粒度調整路盤材の粒度範囲</p> <p>11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 3-2-<u>21</u>、表 3-2-<u>22</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>21</u> 鉄鋼スラグの品質規格</p> <p>表 3-2-<u>22</u> アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <p>15. 適用規格 (再生アスファルト(2)) 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧 <u>(日本道路協会、平成 22 年 11 月)</u> による。</p> <p>20. 適用規定 (加熱アスファルト) (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 3-2-<u>23</u>、3-2-<u>24</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>21. マーシャル安定度試験 表 3-2-<u>23</u>、3-2-<u>24</u> に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。</p> <p>表 3-2-<u>23</u> マーシャル安定度試験基準値</p> <p>表 3-2-<u>24</u> アスファルト混合物の種類と粒度範囲</p>				<p>表 3-2-<u>19</u> 上層路盤の品質規格</p> <p>表 3-2-<u>20</u> 上層路盤の品質規格</p> <p>(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 3-2-<u>21</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>21</u> 粒度調整路盤材の粒度範囲</p> <p>11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表 3-2-<u>22</u>、表 3-2-<u>23</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>22</u> 鉄鋼スラグの品質規格</p> <p>表 3-2-<u>23</u> アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <p>15. 適用規定 (再生アスファルト(2)) 再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。</p> <p>20. 適用規定 (加熱アスファルト) (1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表 3-2-<u>24</u>、3-2-<u>25</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>21. マーシャル安定度試験 表 3-2-<u>24</u>、3-2-<u>25</u> に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。</p> <p>表 3-2-<u>24</u> マーシャル安定度試験基準値</p> <p>表 3-2-<u>25</u> アスファルト混合物の種類と粒度範囲</p>				
<p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>(2) 受注者は、施工に先<u>立</u>って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成 31 年 3</u></p>				<p>3-2-6-7 アスファルト舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定</p> <p>(2) 受注者は、施工に先<u>だ</u>って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成 19 年 6</u></p>				

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 3-2-25 の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>表 3-2-25 安定処理路盤の品質規格</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 31 年 3 月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 3-2-26 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とするものとする。</p> <p>表 3-2-26 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>5. 基層及び表層の規定</p> <p>(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表 3-2-23 に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去 1 年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p>	<p>月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表 3-2-26 の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。</p> <p>表 3-2-26 安定処理路盤の品質規格</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成 19 年 6 月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 3-2-27 に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々 50 回とするものとする。</p> <p>表 3-2-27 マーシャル安定度試験基準値</p> <p>5. 基層及び表層の規定</p> <p>(3) 受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表 3-2-24 に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去 1 年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。</p>	
<p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第 10 章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成 4 年 12 月)の規定、「舗装再生便覧 第 2 章 2-7 施工」(日本道路協会、平成 22 年 11 月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-6-8 半たわみ性舗装工</p> <p>4. 適用規定 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧 第 9 章 9-4-1 半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「舗装施工便覧 第 5 章及び第 6 章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成 18 年 2 月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説 第 10 章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成 4 年 12 月)の規定、「舗装再生便覧 第 2 章 2-7 施工」(日本道路協会、平成 25 年 12 月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 第2章 2-7 施工」(日本道路協会、<u>平成22年11月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. バインダ (アスファルト) の標準的性状</p> <p>ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ (アスファルト) はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-<u>27</u>の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-<u>27</u> ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <p>4. タックコートに用いる瀝青材</p> <p>タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-<u>28</u>の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-<u>28</u> アスファルト乳剤の標準的性状</p> <p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</p> <p>ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-<u>29</u>を標準とし、表3-2-<u>30</u>に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)及び「舗装施工便覧」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>表3-2-<u>29</u> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表3-2-<u>30</u> ポーラスアスファルト混合物の目標値</p>	<p>3-2-6-9 排水性舗装工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章 9-3-1 排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧 2-7 施工」(日本道路協会、<u>平成25年12月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>3. バインダ (アスファルト) の標準的性状</p> <p>ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ (アスファルト) はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-2-<u>28</u>の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-<u>28</u> ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</p> <p>4. タックコートに用いる瀝青材</p> <p>タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-2-<u>29</u>の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-<u>29</u> アスファルト乳剤の標準的性状</p> <p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合</p> <p>ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-2-<u>30</u>を標準とし、表3-2-<u>31</u>に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)及び「舗装施工便覧」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p> <p>表3-2-<u>30</u> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p> <p>表3-2-<u>31</u> ポーラスアスファルト混合物の目標値</p>	
<p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>6. 接着剤の塗布</p> <p>(2) 接着剤の規格は表3-2-<u>31</u>、表3-2-<u>32</u>を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-<u>31</u> 接着剤の規格鋼床版用</p>	<p>3-2-6-11 グースアスファルト舗装工</p> <p>6. 接着剤の塗布</p> <p>(2) 接着剤の規格は表3-2-<u>32</u>、表3-2-<u>33</u>を満足するものでなければならない。</p> <p>表3-2-<u>32</u> 接着剤の規格鋼床版用</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>表 3-2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <p>表 3-2-32(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <p>8. グースアスファルトの示方配合 グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 3-2-33 に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-33 骨材の標準粒度範囲</p> <p>(2) 標準アスファルト量の規格は表 3-2-34 に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-34 標準アスファルト量</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 3-2-35 の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p>表 3-2-35 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</p> <p>11. 混合物の製造 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 3-2-36 を満足するものとする。</p> <p>表 3-2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</p> <p>13. 目地工の施工 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 3-2-37 の規格を満足するものでなければならない。</p> <p>表 3-2-37 目地材の規格</p>	<p>表 3-2-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</p> <p>表 3-2-33(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <p>8. グースアスファルトの示方配合 グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。 (1) 骨材の標準粒度範囲は表 3-2-34 に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-34 骨材の標準粒度範囲</p> <p>(2) 標準アスファルト量の規格は表 3-2-35 に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-35 標準アスファルト量</p> <p>9. 設計アスファルト量の決定 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。 (1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表 3-2-36 の基準値を満足するものでなければならない。</p> <p>表 3-2-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</p> <p>11. 混合物の製造 混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。 (1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表 3-2-37 を満足するものとする。</p> <p>表 3-2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</p> <p>13. 目地工の施工 (4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表 3-2-38 の規格を満足するものでなければならない。</p> <p>表 3-2-38 目地材の規格</p>	
<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定 (2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 31 年 3 月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-2-6-12 コンクリート舗装工</p> <p>3. セメント及び石灰安定処理の規定 (2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成 19 年 6 月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督員の承諾を得なければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 3-2-<u>38</u>、表 3-2-<u>39</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>表 3-2-<u>38</u> 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格</p> <p>表 3-2-<u>39</u> 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、<u>平成 31 年 3 月</u>）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 3-2-<u>40</u> に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。</p> <p>表 3-2-<u>40</u> マーシャル安定度試験基準値</p> <p>6. コンクリートの配合基準</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 3-2-<u>41</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>41</u> コンクリートの配合基準</p> <p>7. 材料の質量計量誤差</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 3-2-<u>42</u> の許容誤差の範囲内とする。</p> <p>表 3-2-<u>42</u> 計量誤差の許容値</p> <p>10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、<u>コンクリート</u>を締固めるときに、<u>鉄網を</u>たわませたり移動させたりして</p>	<p>(3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表 3-2-<u>39</u>、表 3-2-<u>40</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>表 3-2-<u>39</u> 安定処理路盤（下層路盤）の品質規格</p> <p>表 3-2-<u>40</u> 安定処理路盤（上層路盤）の品質規格</p> <p>(4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、<u>平成 19 年 6 月</u>）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 加熱アスファルト安定処理の規定</p> <p>受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表 3-2-<u>41</u> に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。</p> <p>表 3-2-<u>41</u> マーシャル安定度試験基準値</p> <p>6. コンクリートの配合基準</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表 3-2-<u>42</u> の規格に適合するものとする。</p> <p>表 3-2-<u>42</u> コンクリートの配合基準</p> <p>7. 材料の質量計量誤差</p> <p>コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表 3-2-<u>43</u> の許容誤差の範囲内とする。</p> <p>表 3-2-<u>43</u> 計量誤差の許容値</p> <p>10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定</p> <p>受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、<u>鉄網を</u>締固めるときに、<u>たわませたり移動させたりしては</u>ならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>はならない。</p> <p>13. 転圧コンクリート舗装の規定 (4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2 配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-43によるものとする。</p> <p>表3-2-43 示方配合表</p> <p>14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-44を標準とする。</p> <p>表3-2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質</p>	<p>13. 転圧コンクリート舗装の規定 (4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案) 4-2 配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督員の承諾を得なければならない。 示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-2-44によるものとする。</p> <p>表3-2-44 示方配合表</p> <p>14. コンクリート舗装目地の規定 (9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-2-45を標準とする。</p> <p>表3-2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質</p>	
<p>3-2-6-18 アスファルト舗装補修工 12. クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のゴミ、泥などを圧縮空気ですき飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。</p>	<p>3-2-6-18 アスファルト舗装補修工 12. クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気ですき飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。</p>	
<p>3-2-6-19 コンクリート舗装補修工 11. 目地の補修 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>12. クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m²程度を塗布のうえ張付けなければならない。</p> <p>14. 目地補修禁止の状態 受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。</p>	<p>3-2-6-19 コンクリート舗装補修工 11. 目地の補修 受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>12. クラック防止シート張りを行う場合の注意 受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m²程度を塗布のうえ張付けなければならない。</p> <p>14. 目地補修禁止の状態 受注者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>第7節 地盤改良工 3-2-7-3 置換工 3. 締固め管理 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。</p>	<p>第7節 地盤改良工 3-2-7-3 置換工 3. 締固め管理 受注者は、構造物基礎の置換工にあたり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。</p>	
<p>3-2-7-9 固結工 1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌、スラリー攪拌及び中層混合処理を示すものとする。</p> <p><u>6. 中層混合処理</u> <u>(1) 改良材は、セメントまたはセメント系固化材とする。</u> <u>なお、土質等によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</u> <u>(2) 施工機械は、鉛直方向に攪拌混合が可能な攪拌混合機を用いることとする。攪拌混合機とは、アーム部に攪拌翼を有し、プラントからの改良材を攪拌翼を用いて原地盤と攪拌混合することで地盤改良を行う機能を有する機械である。</u> <u>(3) 受注者は、設計図書に示す改良天端高並びに範囲を攪拌混合しなければならない。</u> <u>なお、現地状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</u> <u>施工後の改良天端高については、攪拌及び注入される改良材による盛上りが想定される場合、工事着手前に盛上り土の処理(利用)方法について、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>7. 薬液注入工法</u></p> <p><u>8. 薬液注入工事前の確認事項</u></p> <p><u>9. 適用規定</u></p> <p><u>10. 施工管理等</u> 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>3-2-7-9 固結工 1. 攪拌 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。</p> <p><u>6. 薬液注入工法</u></p> <p><u>7. 薬液注入工事前の確認事項</u></p> <p><u>8. 適用規定</u></p> <p><u>9. 施工管理等</u> 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係わる施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	
<p>第9節 構造物撤去工 3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編 1-1-1-19建設副産物の規定による。</p>	<p>第9節 構造物撤去工 3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編 1-1-1-18建設副産物の規定による。</p>	
<p>3-2-9-15 運搬処理工</p>	<p>3-2-9-15 運搬処理工</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要																												
<p>1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1-1-1-<u>18</u> 工事現場発生品の規定による。</p> <p>2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1-1-1-<u>19</u> 建設副産物の規定による。</p>	<p>1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1-1-1-<u>17</u> 工事現場発生品の規定による。</p> <p>2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1-1-1-<u>18</u> 建設副産物の規定による。</p>																													
<p>第10節 仮設工 3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、「<u>仮締切堤設置基準（案）</u>」(<u>国土交通省、平成22年6月</u>)の規定による。</p> <p>24. 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。<u>側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。</u></p>	<p>第10節 仮設工 3-2-10-5 土留・仮締切工</p> <p>3. 適用規定 受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、<u>国土交通省</u> 仮締切堤設置基準（案）の規定による。</p> <p>24. 止水シートの設置 受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。</p>																													
<p>3-2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「<u>手すり先行工法等に関するガイドライン</u>」（厚生労働省 平成21年4月）によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>	<p>3-2-10-23 足場工 受注者は、足場工の施工にあたり、「<u>手すり先行工法等に関するガイドライン</u>（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>																													
<p>第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材料</p> <p>3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表 3-2-<u>45</u> に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-<u>45</u> 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="201 1360 1252 1831"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を 溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を 溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を 溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければな</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を 溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を 溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を 溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	<p>第12節 工場製作工（共通） 3-2-12-2 材料</p> <p>3. 溶接材料 受注者は、溶接材料の使用区分を表 3-2-<u>46</u> に従って設定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-<u>46</u> 溶接材料区分</p> <table border="1" data-bbox="1448 1360 2528 1831"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用する溶接材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を 溶接する場合</td> <td>低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を 溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を 溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければな</p>	使用区分	使用する溶接材料	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を 溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を 溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を 溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を 溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質 <u>(じん性を除く)</u> を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を 溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を 溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													
使用区分	使用する溶接材料																													
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																													
強度の異なる鋼材を 溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等またはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																													
じん性の同じ鋼材を 溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と普通鋼を 溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																													
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																													

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>らない。</p> <p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接材料を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合</p> <p>(2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合</p> <p>4. 被覆アーク溶接棒</p> <p>受注者は、被覆アーク溶接棒を表 3-2-46 に従って乾燥させなければならない。</p> <p>表 3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間</p> <p>5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス</p> <p>受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 3-2-47 に従って乾燥させなければならない。</p> <p>表 3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間</p> <p>6. CO2 ガスシールドアーク溶接に用いる CO2 ガス</p> <p>CO2 ガスシールドアーク溶接に用いる CO2 ガスは、JIS K 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス)) に規定された 3 種を使用するものとする。</p> <p>7. 工場塗装工の材料</p> <p>(4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表 3-2-48 の基準を遵守しなければならない。</p> <p>表 3-2-48 多液型塗料の可使時間</p>	<p>らない。</p> <p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>(1) 耐候性鋼材を溶接する場合</p> <p>(2) SM490 以上の鋼材を溶接する場合</p> <p>4. 被覆アーク溶接棒</p> <p>受注者は、被覆アーク溶接棒を表 3-2-47 に従って乾燥させなければならない。</p> <p>表 3-2-47 溶接棒乾燥の温度と時間</p> <p>5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス</p> <p>受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 3-2-48 に従って乾燥させなければならない。</p> <p>表 3-2-48 フラックスの乾燥の温度と時間</p> <p>6. CO2 ガスシールドアーク溶接に用いる CO2 ガス</p> <p>CO2 ガスシールドアーク溶接に用いる CO2 ガスは、JIS K 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス)) に規定された第 3 種を使用するものとする。</p> <p>7. 工場塗装工の材料</p> <p>(4) 受注者は、多液型塗料の可使時間は、表 3-2-49 の基準を遵守しなければならない。</p> <p>表 3-2-49 塗料の可使時間</p>	
<p>3-2-12-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 原寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>② 受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ 原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。</p>	<p>3-2-12-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>製作加工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 原寸</p> <p>① 受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。</p> <p>② 受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>③ 受注者は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の 1 級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>(2) 工作</p> <p>① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。</p> <p>ただし、圧延直角方向で JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。</p> <p>なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセットプレート及び補剛材等は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④ 受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において、組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。</p> <p>⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。</p> <p><u>なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-2-49 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006% を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。</p> <p>表 3-2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>①</p> <p>2) <u>SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490</u> において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合</p> <p>(6) 材片の組合わせ精度</p>	<p>(2) 工 作</p> <p>① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。</p> <p>ただし、圧延直角方向で JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。</p> <p><u>また、連結板などの溶接されていない部材についても除くものとする。</u></p> <p>なお、板取りに関する資料を保管し、<u>工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で</u>監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚 10mm 以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。</p> <p>④ 受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径 2mm 以上の曲面仕上げを行うものとする。</p> <p>⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。</p> <p>ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-2-50 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006% を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。</p> <p>表 3-2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</p> <p>(4) 溶接施工試験</p> <p>①</p> <p>2) <u>SM490、SM490Y</u> において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合</p> <p>(6) 材片の組合わせ精度</p>	

① 開先溶接

ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm 以下
 板厚方向の材片の偏心：t ≤ 50mm 薄い方の板厚の 10%以下
 50mm < t 5mm 以下
 t：薄い方の板厚

裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm 以下

開先角度：規定値±10°

② すみ肉溶接

材片の密着度：1.0mm 以下

(8) 予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 範囲の母材を表 3-2-51 の条件を満たす場合に限り、表 3-2-50 により予熱することを標準とする。

なお、鋼材の PCM 値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表 3-2-52 とする。

表 3-2-50 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)			
		板厚区分(mm)			
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし

① 開先溶接

ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm 以下
 板厚方向の材片の偏心：t ≤ 50 薄い方の板厚の 10%以下
 50 < t 5mm 以下
 t：薄い方の板厚

裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm 以下

開先角度：規定値±10°

② すみ肉溶接

材片の密着度：1.0mm 以下

(8) 予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 及びアークの前方 100mm 範囲の母材を表 3-2-51 により予熱することを標準とする。

表 3-2-51 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)			
		板厚区分(mm)			
		25 以下	25 をこえ 40 以下	40 をこえ 50 以下	50 をこえ 100 以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80

SBHS400W SBHS500 SBHS500W	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
---------------------------------	---------------------------	------	------	------	------

表 3-2-51 予熱温度の標準を適用する場合の P_{CM} の条件 (%)

鋼種	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.20 以下
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下		
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下		

表 3-2-52 P_{CM} 値と予熱温度の標準

PCM (%)	溶接方法	予熱温度 (°C)		
		板厚区分 (mm)		
		t ≤ 25	25 < t ≤ 40	40 < t ≤ 100
0.21	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.22	SMAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.23	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.24	SMAW	予熱なし	予熱なし	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	予熱なし
0.25	SMAW	予熱なし	50	50
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.26	SMAW	予熱なし	50	80
	GMAW, SAW	予熱なし	予熱なし	50
0.27	SMAW	50	80	80
	GMAW, SAW	予熱なし	50	50
0.28	SMAW	50	80	100
	GMAW, SAW	50	50	80
0.29	SMAW	50	100	100
	GMAW, SAW	50	80	80

(9) 溶接施工上の注意

(9) 溶接施工上の注意

② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。

エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材料を使用するものとする。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

(11) 溶接の検査

① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-2-53 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。

ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表 3-2-53 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率

部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ	
引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)		
曲げ部材	引張フランジ	1		1枚(端部を含む)
	圧縮フランジ	5		1枚(端部を含む)
	腹板	応力に直角な方向の継手		1
応力に平行な方向の継手		1		1枚(端部を含む)
鋼床版	1	1枚(端部を含む)		

注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の 30cm に対して、超音波探傷試験では 1 継手の全線としている。

② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表 3-2-54 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。

また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。

表 3-2-54 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。

② 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダ仕上げするものとする。

(11) 溶接の検査

① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表 3-2-52 に示す 1 グループごとに 1 継手の抜取り検査を行わなければならない。

ただし、監督員の指示がある場合には、それによるものとする。

表 3-2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率

部 材	1検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験 撮影枚数	超音波探傷試験 検査長さ	
引張部材	1	1枚(端部を含む)	継手全長を原則とする	
圧縮部材	5	1枚(端部を含む)		
曲げ部材	引張フランジ	1		1枚(端部を含む)
	圧縮フランジ	5		1枚(端部を含む)
	腹板	応力に直角な方向の継手		1
応力に平行な方向の継手		1		1枚(端部を含む)
鋼床版	1	1枚(端部を含む)		

② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表 3-2-53 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。

また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。

表 3-2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験また

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>い。割れの検査は、<u>溶接線全線を対象として</u>肉眼で行うものとするが、<u>判定が困難な</u>場合には、磁粉探傷試験または浸透探傷試験により検査するものとする。</p> <p>⑤ 受注者は、<u>断面に考慮する</u>突合せ<u>溶接継手</u>、<u>十字溶接継手</u>、<u>T 溶接継手</u>、<u>角溶接継手</u>に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、または継手長さ 1m につき 3 個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ 25mm の範囲における高低差で表し、3mm を超える凹凸を発生させてはならない。 2) 受注者は、アンダーカットの深さを<u>設計上許容される値</u>以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 <u>なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル 2 以上の資格を有するものとする。</u></p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305（非破壊<u>試験</u>技術者の資格及び認証）に基づく次の 1)～3) に示す資格を有していなければならない。 1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</p> <p>(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表 3-2-<u>55</u> に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、補修溶接のビードの長さは 40mm 以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。</p>	<p>は浸透探傷試験により検査するものとする。</p> <p>⑤ 受注者は、<u>主要部材の突合わせ継手及び断面を構成する</u> T 継手、<u>かど</u> 継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。 その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1 継手につき 3 個、または継手長さ 1m につき 3 個まで許容するものとする。 ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合には、3 個を 1 個として計算するものとする。</p> <p>1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ 25mm の範囲における高低差で表し、3mm を超える凹凸を発生させてはならない。 2) 受注者は、アンダーカットの深さを <u>0.5mm</u> 以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じた JIS Z 2305（非破壊検査—技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じて JIS Z 2305（非破壊<u>検査</u>—技術者の資格及び認証）に基づく次の 1)～3) に示す資格を有していなければならない。 1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。</p> <p>(12) 欠陥部の補修 受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。 補修方法は、表 3-2-<u>54</u> に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 なお、補修溶接のビードの長さは 40mm 以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。</p>	

表 3-2-54 欠陥の補修方法

表 3-2-55 欠陥の補修方法

欠陥の種類	補修方法
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5 オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。

(13) ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3-2-56 によるものとする。

表 3-2-56 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

(14) 仮組立て

- ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。
 ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得てこれに代えることができる。

2. ボルトナット

- (1) ボルト孔の径は、表 3-2-57 に示すとおりとする。

表 3-2-57 ボルト孔の径

- (2) ボルト孔の径の許容差は、表 3-2-58 に示すとおりとする。
 ただし、摩擦接合の場合は1 ボルト群の 20%に対しては+1.0mm まで良いものとする。

表 3-2-58 ボルト孔の径の許容差

- (3) 仮組立て時のボルト孔の精度

欠陥の種類	補修方法
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダ仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダ仕上げのみでよい
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3 溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5 オーバーラップ	グラインダで削りを整形する。
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げする。
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶接後、グラインダ仕上げする。

(13) ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3-2-55 によるものとする。

表 3-2-55 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

(14) 仮組立て

- ① 受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。
 ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督員の承諾を得て実施できる。

2. ボルトナット

- (1) ボルト孔の径は、表 3-2-56 に示すとおりとする。

表 3-2-56 ボルト孔の径

- (2) ボルト孔の径の許容差は、表 3-2-57 に示すとおりとする。
 ただし、摩擦接合の場合は1 ボルト群の 20%に対しては+1.0mm まで良いものとする。

表 3-2-57 ボルト孔の径の許容差

(3) 仮組立て時のボルト孔の精度

- ① 受注者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは 1.0mm 以下としなければならない。

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。</p> <p>② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-59のとおりにしなければならない。</p> <p>表3-2-59 ボルト孔の貫通率及び停止率</p>	<p>②受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。</p> <p>③ 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-2-58のとおりにしなければならない。</p> <p>表3-2-58 ボルト孔の貫通率及び停止率</p>	
<p>3-2-12-4 検査路製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ<u>とり</u>を行わなければならない。</p>	<p>3-2-12-4 検査路製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ<u>取り</u>を行わなければならない。</p>	
<p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>② 受注者は、<u>めっき</u>付着量を<u>両面</u>で275g/m²以上としなければならない。その場合、受注者は、<u>めっき</u>付着量が前<u>述</u>以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、<u>熱硬化性</u>アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>② 受注者は、<u>めっき</u>付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	<p>3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合</p> <p>② 受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量を <u>JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) Z27</u> の275g/m² (<u>両面付着量</u>) 以上としなければならない。その場合受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量が前<u>述</u>以上であることを確認しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、<u>熱化性</u>アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。</p> <p>(2) 亜鉛めっき地肌のままの場合</p> <p>② 受注者は、<u>亜鉛</u>の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p>	
<p>3-2-12-8 アンカーフレーム製作工</p> <p>2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度</p> <p>受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-60によらなければならない。</p> <p>表3-2-60 ねじの種類、ピッチ及び精度</p>	<p>3-2-12-8 アンカーフレーム製作工</p> <p>2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度</p> <p>受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-2-59によらなければならない。</p> <p>表3-2-59 ねじの種類、ピッチ及び精度</p>	
<p>3-2-12-11 工場塗装工</p> <p>3. 気温湿度の条件</p> <p>受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-61の塗装禁止条件に該当する場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>表3-2-61 塗装禁止条件</p>	<p>3-2-12-11 工場塗装工</p> <p>3. 気温 湿度の条件</p> <p>受注者は、気温、湿度の条件が表3-2-60の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>表3-2-60 塗装禁止条件</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m² 単位毎 25 点 (1 点ああたり 5 回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1 ロットの面積が 200m² に満たない場合は 10m² ごとに 1 点とする。</p>	<p>12. 検査 (3) 受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された 500m² 単位毎 25 点 (1 点あ<u>当</u>あたり 5 回測定) 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1 ロットの面積が 200m² に満たない場合は 10m² ごとに 1 点とする。</p>	
<p>第 14 節 法面工 (共通) 3-2-14-2 植生工 8. 芝串 受注者は張芝の脱落を防止するため、1m² ああたり 20～30 本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。</p>	<p>第 14 節 法面工 (共通) 3-2-14-2 植生工 8. 芝串 受注者は、張芝の脱落を防止するため、1m² あ<u>当</u>あたり 20～30 本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。</p>	
<p>3-2-14-7 かが工 2. 詰石 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。</p>	<p>3-2-14-7 かが工 2. 詰石 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁<u>偏</u>平にならないようにしなければならない。</p>	
<p>第 16 節 浚渫工 (共通) 3-2-16-3 浚渫船運転工 10. 出来高数量 受注者は、浚渫工 (ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船) の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。</p>	<p>第 16 節 浚渫工 (共通) 3-2-16-3 浚渫船運転工 10. 出来高<u>形</u>数量 受注者は、浚渫工 (ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船) の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高<u>形</u>数量としてはならない。</p>	
<p>第 17 節 植栽維持工 3-2-17-2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法 (<u>平成 30 年 6 月改正法律第 53 号</u>) に基づくものでなければならない。</p>	<p>第 17 節 植栽維持工 3-2-17-2 材料 1. 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法 (<u>平成 19 年 3 月改正 法律第 8 号</u>) に基づくものでなければならない。</p>	
<p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工 16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き <u>シュロ縄</u> を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	<p>3-2-17-3 樹木・芝生管理工 16. 支柱の設置 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻き <u>しゅろなわ</u> を用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	
<p>第 18 節 床版工 3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (4) 受注者は、スパーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない</p>	<p>第 18 節 床版工 3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (4) 受注者は、スパーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要																																																																																																																																						
<p>い。</p> <p>なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサーは、1m²<u>あ</u>たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。</p> <p>(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編 1-1-1-<u>29</u>後片付け）を行なわなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、床版コンクリート打設前<u>においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高</u>を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサーは、1m²<u>当</u>たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。</p> <p>(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編 1-1-1-<u>28</u>後片付け）を行なわなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、床版コンクリート打設前<u>及び完了後、キャンバー</u>を測定し、その記録を整備及び保管し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>																																																																																																																																							
<p>第4編 河川編 第1章 築堤・護岸 第7節 法覆護岸工 4-1-7-2 材料</p> <p>表4-1-1 純ポリ塩化ビニール：(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="240 997 1175 1591"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老 化 性</td> <td>質 量 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質 量 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質 量 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔 軟 性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800 以上 (60 以上)</td> <td><u>JIS K 6252-1</u> <u>JIS K 6252-2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p> <p>表4-1-2 エチレン酢酸ビニール (厚さ:1mm、色:透明)の品質規格</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25 以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773	伸 び		%	290 以上	JIS K 6773	※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸 び 変 化 率	%	±15	JIS K 6773	質 量 変 化 率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸 び 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	質 量 変 化 率	%	±1	JIS K 6773	柔 軟 性		℃	-30 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	<u>JIS K 6252-1</u> <u>JIS K 6252-2</u>	<p>第4編 河川編 第1章 築堤・護岸 第7節 法覆護岸工 4-1-7-2 材料</p> <p>表4-1-1 純ポリ塩化ビニール：(厚さ:1mm、色:透明)の品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1457 997 2362 1591"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm²</td> <td>11.8 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老 化 性</td> <td>質 量 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質 量 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸 び 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質 量 変 化 率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔 軟 性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800 以上 (60 以上)</td> <td><u>JIS K 6252</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p> <p>表4-1-2 エチレン酢酸ビニール (厚さ:1mm、色:透明)の品質規格</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25 以下	JIS K 6773	硬 さ			80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773	伸 び		%	290 以上	JIS K 6773	※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸 び 変 化 率	%	±15	JIS K 6773	質 量 変 化 率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸 び 変 化 率	%	±7	JIS K 6773	質 量 変 化 率	%	±1	JIS K 6773	柔 軟 性		℃	-30 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	<u>JIS K 6252</u>	
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																				
比 重			1.25 以下	JIS K 6773																																																																																																																																				
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																																				
引張強さ		N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773																																																																																																																																				
伸 び		%	290 以上	JIS K 6773																																																																																																																																				
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																			
		伸 び 変 化 率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																			
		質 量 変 化 率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																			
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																			
		伸 び 変 化 率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																			
		質 量 変 化 率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																			
柔 軟 性		℃	-30 以下	JIS K 6773																																																																																																																																				
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	<u>JIS K 6252-1</u> <u>JIS K 6252-2</u>																																																																																																																																				
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																				
比 重			1.25 以下	JIS K 6773																																																																																																																																				
硬 さ			80±5	JIS K 6773																																																																																																																																				
引張強さ		N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773																																																																																																																																				
伸 び		%	290 以上	JIS K 6773																																																																																																																																				
※老 化 性	質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																				
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																			
		伸 び 変 化 率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																			
		質 量 変 化 率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																			
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																			
		伸 び 変 化 率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																			
		質 量 変 化 率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																			
柔 軟 性		℃	-30 以下	JIS K 6773																																																																																																																																				
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	<u>JIS K 6252</u>																																																																																																																																				

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)						神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)						摘要
試験項目	内容	単位	規格値	試験方法		試験項目	内容	単位	規格値	試験方法		
比重			1.0以下	JIS K 6773		比重			1.0以下	JIS K 6773		
硬さ			93±5	JIS K 6773		硬さ			93±5	JIS K 6773		
引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773		引張強さ		N/mm ²	15.6以上	JIS K 6773		
伸び		%	400以上	JIS K 6773		伸び		%	400以上	JIS K 6773		
※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773		※老化性	質量変化率	%	±7	JIS K 6773		
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	
		伸び変化率	%	±15	JIS K 6773			伸び変化率	%	±15	JIS K 6773	
		質量変化率	%	±3	JIS K 6773			質量変化率	%	±3	JIS K 6773	
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773		食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	
		伸び変化率	%	±7	JIS K 6773			伸び変化率	%	±7	JIS K 6773	
		質量変化率	%	±1	JIS K 6773			質量変化率	%	±1	JIS K 6773	
柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30以下	JIS K 6773			
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252-1 JIS K 6252-2	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800以上 (60以上)	JIS K 6252			
※公的試験機関のみの試験項目						※公的試験機関のみの試験項目						
表 4-1-4 止水材の品質規格						表 4-1-4 止水材の品質規格						
試験項目	単位	規格値	試験方法			試験項目	単位	規格値	試験方法			
漏水量	(ml/sec) /(1.8 m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。			漏水量	(ml/sec) /(1.8 m ²)	25以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による。			
引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本産業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。			引張強さ	N/mm ² (kgf/m)	11.8以上	日本工業規格(JIS)で規定されている各材料ごとの試験方法による。			
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による			膨張係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づく摩擦試験方法による			
第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和元年7月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成29年3月)						第3章 樋門・樋管 第2節 適用すべき諸基準 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 建設省 河川砂防技術基準(案) (平成9年10月) 国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き (平成10年11月) 国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成25年3月) 国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)						
第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月)						第4章 水門 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 国土交通省仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)						

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月)</p> <p><u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</u></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (平成29年3月)</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 <u>II 鋼橋編</u>) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (<u>I 共通編</u> III コンクリート橋編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (<u>I 共通編</u> IV 下部構造編) (平成24年3月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) 要領 (案)・同解説 (平成22年4月)</p> <p>国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p>	
<p>第3節 工場製作工</p> <p>4-4-3-6 鋼製排水管製作工</p> <p><u>鋼製排水管製作工の施工については、第3編 3-2-12-10 鋼製排水管製作工の規定による。</u></p>	<p>第3節 工場製作工</p> <p>4-4-3-6 鋼製排水管製作工</p> <p><u>1. 製作加工</u></p> <p>(1) <u>受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。</u></p> <p>(3) <u>受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>2. 適用規定</u></p> <p><u>ボルト・ナットの施工については、第3編 3-2-12-3 桁製作工の規定による。</u></p>	
<p>第5節 軽量盛土工</p> <p>4-4-5-1 一般事項</p> <p>本節は、軽量盛土工として、<u>軽量盛土</u>工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>第5節 軽量盛土工</p> <p>4-4-5-1 一般事項</p> <p>本節は、軽量盛土工として、<u>輸送</u>工その他これらに類する工種について定める。</p>	
<p>第9節 鋼管理橋上部工</p> <p>4-4-9-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成31年2月</u>)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第9節 鋼管理橋上部工</p> <p>4-4-9-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成16年4月</u>)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC 橋)</p> <p>4-4-14-1 一般事項</p> <p>5. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u> (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第14節 コンクリート管理橋上部工 (PC 橋)</p> <p>4-4-14-1 一般事項</p> <p>5. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>4-4-14-6 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成31年2月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-4-14-6 支承工</p> <p>支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成16年4月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC ホロースラブ橋)</p>	<p>第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC ホロースラブ橋)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>4-4-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成31年2月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-4-15-3 支承工 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成16年4月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第18節 舗装工 4-4-18-1 一般事項 2. 舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成31年3月</u>)の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	<p>第18節 舗装工 6-4-18-1 一般事項 2. 舗装工 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成19年6月</u>)の規定に基づき試験を実施しなければならない。</p>	
<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「<u>機械工事共通仕様書(案)</u>」(<u>国土交通省、令和元年7月</u>)の規定による。</p>	<p>第5章 堰 第1節 適用 5. 適用規定(3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案)の規定による。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編) (<u>平成28年10月</u>) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (<u>平成29年11月</u>) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編)</u> (<u>平成29年11月</u>) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・<u>コンクリート部材編</u>) (<u>平成29年11月</u>) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (<u>平成29年11月</u>) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (<u>平成27年3月</u>) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成31年2月</u>) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (<u>平成26年9月</u>) 国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準(案) (平成12年10月) 国土交通省 仮締切堤設置基準(案) (平成26年12月 一部改正) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 <u>II 鋼橋編</u>) (<u>平成24年3月</u>) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (<u>I 共通編</u> III コンクリート橋編) (<u>平成24年3月</u>) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (<u>I 共通編</u> IV 下部構造編) (<u>平成24年3月</u>) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (<u>昭和60年2月</u>) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成16年4月</u>) 土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p>	
<p>第6節 可動堰本体工 4-5-6-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、「<u>ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編)</u>」(<u>ダム・堰施設技術協会、平成28年10月</u>)及び、「<u>ダム・堰施設技術基準(案)第7章 施工</u>」(<u>国土交通省、平成28年3月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第6節 可動堰本体工 4-5-6-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編) (<u>平成26年9月</u>) <u>第7章施工</u>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>第7節 固定堰本体工 4-5-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、「<u>ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）</u>」（<u>ダム・堰施設技術協会、平成28年10月</u>）及び、「<u>ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工</u>」（<u>国土交通省、平成28年3月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第7節 固定堰本体工 4-5-7-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（<u>平成26年9月</u>）<u>第7章施工</u>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第8節 魚道工 4-5-8-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、「<u>ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）</u>」（<u>ダム・堰施設技術協会、平成28年10月</u>）及び、「<u>ダム・堰施設技術基準（案）第7章 施工</u>」（<u>国土交通省、平成28年3月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 魚道工 4-5-8-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（<u>平成26年9月</u>）<u>第7章施工</u>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第10節 鋼管理橋上部工 4-5-10-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工</u>」（<u>日本道路協会、平成31年2月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第10節 鋼管理橋上部工 4-5-10-10 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（<u>日本道路協会</u>）<u>第5章 支承部の施工</u>による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 4-5-15-1 一般事項 5. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第15節 コンクリート管理橋上部工（PC橋） 4-5-15-1 一般事項 5. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>4-5-15-6 支承工 支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工</u>」（<u>日本道路協会、平成31年2月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-15-6 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧（<u>日本道路協会</u>）<u>第5章 支承部の施工</u>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 4-5-16-1 一般事項 5. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第16節 コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋） 4-5-16-1 一般事項 5. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>4-5-16-3 支承工 支承工の施工については、「<u>道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工</u>」（<u>日本道路協会、平成31年2月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-16-3 支承工 支承工の施工については、道路橋支承便覧（<u>日本道路協会</u>）<u>第5章 支承部の施工</u>の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 4-5-17-1 一般事項</p>	<p>第17節 コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋） 4-5-17-1 一般事項</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>5. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>5. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>4-5-17-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、<u>「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」</u>（<u>日本道路協会、平成31年2月</u>）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>4-5-17-3 支承工</p> <p>支承工の施工については、道路橋支承便覧（<u>日本道路協会</u>）第5章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第6章 排水機場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（<u>平成28年10月</u>）</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（<u>平成27年2月</u>）</p>	<p>第6章 排水機場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（<u>平成26年9月</u>）</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成26年12月一部改正）</p> <p>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（<u>平成13年</u>）</p> <p><u>河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説</u>（<u>平成13年</u>）</p>	
<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第6節 山留擁壁工</p> <p>4-7-6-3 コンクリート擁壁工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先<u>立</u>って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。</p>	<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第6節 山留擁壁工</p> <p>4-7-6-3 コンクリート擁壁工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先<u>だ</u>って設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシュランを敷設し、締め固めを行わなければならない。</p>	
<p>第8章 河川維持</p> <p>第4節 除草工</p> <p>4-8-4-2 堤防除草工</p> <p>1. 草刈りの範囲</p> <p>受注者は、兼用道路区間について、<u>のり</u>肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。</p> <p>2. 刈残し</p> <p>受注者は、補助刈り（<u>機械除草に係わる人力による除草</u>）等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p> <p>4. 自走式除草機械</p> <p>受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、<u>堤防等の河川管理施設（許可工作物を含む）</u>に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p>	<p>第8章 河川維持</p> <p>第4節 除草工</p> <p>4-8-4-2 堤防除草工</p> <p>1. 草刈りの範囲</p> <p>受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしない。</p> <p>2. 刈残し</p> <p>受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。</p> <p>4. 自走式除草機械</p> <p>受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>第6節 構造物補修工 4-8-6-2 材料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルク等については設計図書によらなければならない。</p>	<p>第6節 構造物補修工 4-8-6-2 材料 クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。</p>	
<p>第9章 河川修繕 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・設備計画マニュアル編) (平成28年10月) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成27年2月)</p>	<p>第9章 河川修繕 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編 マニュアル編) (平成26年9月) 河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成13年)</p>	
<p>第5編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)</p>	<p>第5編 河川海岸編 第1章 堤防・護岸 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)</p>	
<p>第5節 護岸基礎工 5-1-5-1 一般事項 6. 裏込め材の施工 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材の締固めは締固め機械を用いて施工しなければならない。</p>	<p>第5節 護岸基礎工 5-1-5-1 一般事項 6. 裏込め材の注入 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。</p>	
<p>第11節 カルバート工 5-1-11-1 一般事項 2. 一般事項(2) 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第11節 カルバート工 5-1-11-1 一般事項 2. 一般事項(2) 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針 7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工の規定」(日本道路協会、平成22年3月)によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第2章 突堤・人工岬 第2節 適用すべき諸基準</p>	<p>第2章 突堤・人工岬 第2節 適用すべき諸基準</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (<u>平成27年2月</u>)</p>	<p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (<u>平成16年3月</u>)</p>	
<p>第5節 突堤本体工 5-2-5-11 ケーソン工 14. 吊り降し進水</p> <p>受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に努めなければならない。</p> <p><u>また、ケーソン進水時に傾き等が生じた場合には、ケーソンが自力で浮上するよう直ちに処置を行い、監督員に連絡しなければならない。</u></p> <p>24. 曳航、回航に<u>あ</u>たつての事故防止</p> <p>受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。</p>	<p>第5節 突堤本体工 5-2-5-11 ケーソン工 14. 吊り降し進水</p> <p>受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保全に努めなければならない。</p> <p>24. 曳航、回航に<u>当</u>たつての事故防止</p> <p>受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。</p>	
<p>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤) 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (<u>平成27年2月</u>)</p>	<p>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤) 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月) 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月) 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (<u>平成16年3月</u>)</p>	
<p>第6編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (<u>平成30年3月</u>) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編) (<u>平成29年11月</u>) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)</u> (<u>平成29年11月</u>) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p>	<p>第6編 砂防編 第1章 砂防堰堤 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月) 土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (<u>平成25年3月</u>) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I共通編 <u>II鋼橋編</u>) (<u>平成24年3月</u>) 日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p><u>砂防・地すべり技術センター 砂防ソイルセメント施工便覧</u> (平成28年版)</p>		
<p>第6節 法面工 6-1-6-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 3 設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針 第8章 吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章 現場打ちコンクリート砕工、第11章 中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない</p>	<p>第6節 法面工 6-1-6-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり砕工の設計・施工指針 第8章吹付砕工、第9章プレキャスト砕工、第10章現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第3章 斜面对策 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工指針-仮設構造物工指針 (平成11年3月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月) PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月) 斜面防災対策技術協会 新版地すべり鋼管杭設計要領 (平成28年3月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>	<p>第3章 斜面对策 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月) 全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成25年10月) 日本道路協会 道路土工擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工指針-仮設構造物工指針 (平成11年3月) 土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月) 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月) PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月) 斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領 (平成20年5月) 斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領 (平成19年12月)</p>	
<p>第5節 擁壁工 6-3-5-8 落石防護工 2. <u>ワイヤロープ及び金網</u>の設置 受注者は、<u>ワイヤロープ及び</u>金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	<p>第5節 擁壁工 6-3-5-8 落石防護工 2. <u>ケーブル金網式</u>の設置 受注者は、<u>ケーブル金網式</u>の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	
<p>第7編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第3節 掘削工 7-1-3-3 過掘の処理 1. 一般事項 受注者は、過掘のない<u>よう</u>に施工しなければならない。</p>	<p>第7編 ダム編 第1章 コンクリートダム 第3節 掘削工 7-1-3-3 過掘の処理 1. 一般事項 受注者は、過掘のない<u>様</u>に施工しなければならない。</p>	
<p>第7節 埋設物設置工</p>	<p>第7節 埋設物設置工</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>7-1-7-2 冷却管設置</p> <p>4. 通水試験</p> <p>受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得なければならない。</p>	<p>7-1-7-2 冷却管設置</p> <p>4. 通水試験</p> <p>受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければならない。</p>	
<p>7-1-7-3 継目グラウチング設備設置</p> <p>2. パイプづまり対策</p> <p>受注者は、サプライ、リターン等に標示板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。</p>	<p>7-1-7-3 継目グラウチング設備設置</p> <p>2. パイプづまり対策</p> <p>受注者は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。</p>	
<p>第8編 道路編</p> <p>第1章 道路改良</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p><u>国土交通省 道路土工構造物技術基準</u> (平成27年3月)</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (平成29年11月)</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>第8編 道路編</p> <p>第1章 道路改良</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一盛土工指針 (平成22年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)</p> <p>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)</p> <p>土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(除雪編) (平成16年12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>第9節 カルバート工 8-1-9-1 一般事項 4. コンクリート構造物非破壊試験 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(<u>国土交通省、平成30年10月</u>)に従い行わなければならない。</p>	<p>第9節 カルバート工 8-1-9-1 一般事項 4. コンクリート構造物非破壊試験 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。))に従い行わなければならない。</p>	
<p>8-1-9-8 防水工 1. 一般事項 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増<u>張り</u>部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	<p>8-1-9-8 防水工 1. 一般事項 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増<u>貼</u>部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	
<p>第10節 排水構造物工(小型水路工) 8-1-10-6 地下排水工 2. 埋戻し時の注意 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の<u>孔</u>が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p>	<p>第10節 排水構造物工(小型水路工) 8-1-10-6 地下排水工 2. 埋戻し時の注意 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の<u>穴</u>が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p>	
<p>第11節 落石雪害防止工 8-1-11-5 落石防護柵工 2. <u>ワイヤロープ及び金網</u>の設置 受注者は、<u>ワイヤロープ及び</u>金網の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	<p>第11節 落石雪害防止工 8-1-11-5 落石防護柵工 2. <u>ケーブル金網式</u>の設置 受注者は、<u>ケーブル金網式</u>の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p>	
<p>第12節 遮音壁工 8-1-12-2 材料 3. 背面板(受音板)の材料 背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 <u>SGH、SGC</u> または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>第12節 遮音壁工 8-1-12-2 材料 3. 背面板(受音板)の材料 背面板(受音板)の材料は、JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 <u>SPG 3S</u> または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	
<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (<u>平成28年3月</u>) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成31年3月</u>) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)</p>	<p>第2章 舗装 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (<u>昭和63年12月</u>) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成19年6月</u>) 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月) 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月) 日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (<u>平成28年12月</u>) <u>国土交通省</u> 道路標識設置基準 (<u>令和元年10月</u>) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 土木学会 舗装標準示方書 (<u>平成27年10月</u>) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー</u> (<u>平成29年11月</u>) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (<u>平成29年11月</u>)</p>	<p>国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月) 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (<u>平成20年1月</u>) <u>日本道路協会</u> 道路標識設置基準・同解説 (<u>昭和62年1月</u>) 日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月) 日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月) 建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月) 日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 土木学会 舗装標準示方書 (<u>平成19年3月</u>)</p>	
<p>第4節 舗装工 8-2-4-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成31年3月</u>)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 舗装工 8-2-4-1 一般事項 2. 適用規定 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成19年6月</u>)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>8-2-4-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生 初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。</p>	<p>8-2-4-10 コンクリート舗装工 4. 初期養生 初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p>	
<p>第8節 防護柵工 8-2-8-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工」(日本道路協会、<u>平成28年12月</u>)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編 3-2-3-8 路側防護柵工、3-2-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 防護柵工 8-2-8-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工の規定」(日本道路協会、<u>平成20年1月改訂</u>)、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編 3-2-3-8 路側防護柵工、3-2-3-7 防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第9節 標識工 8-2-9-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編 3-2-3-6 小型標識工、3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国</p>	<p>第9節 標識工 8-2-9-1 一般事項 3. 適用規定 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編 3-2-3-6 小型標識工、3-2-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>道路標識・標示業協会、<u>令和元年8月</u>)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>道路標識・標示業協会、<u>平成25年2月</u>)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>8-2-9-2 材料</p> <p>4. <u>補強材</u>の取付 受注者は、<u>標示板</u>には設計図書に示す位置に<u>補強材</u>を<u>標示板</u>の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。<u>アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」「(一社)日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格</u>を参考に行うことが望ましい。</p> <p>5. 下地処理 受注者は、<u>標示板</u>の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 文字・記号等 受注者は、<u>標示板</u>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「<u>道路標識設置基準(国土交通省 令和元年10月)</u>による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-2-9-2 材料</p> <p>4. <u>リブ</u>の取付 受注者は、<u>標識板</u>には設計図書に示す位置に<u>リブ</u>を<u>標識板</u>の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 下地処理 受注者は、<u>標識板</u>の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 文字・記号等 受注者は、<u>標識板</u>の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・<u>同解説</u>による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第10節 区画線工</p> <p>8-2-10-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定 受注者は、区画線工の施工にあつて、<u>「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」</u>、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第10節 区画線工</p> <p>8-2-10-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定 受注者は、区画線工の施工にあつて、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、<u>「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定</u>、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第11節 道路植栽工</p> <p>8-2-11-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定 受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説 <u>2-3 施工</u>」(日本道路協会、<u>平成28年3月</u>)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編8-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第11節 道路植栽工</p> <p>8-2-11-1 一般事項</p> <p>3. 適用規定 受注者は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説 <u>第4章設計・施工</u>」(日本道路協会、<u>昭和63年12月</u>)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び本編8-2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>8-2-11-3 道路植栽工</p> <p>10. 添木の設置 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻き<u>シュロ縄</u>を用いて動かぬよう結束するものとする。</p>	<p>8-2-11-3 道路植栽工</p> <p>10. 添木の設置 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻き<u>しゅろなわ</u>を用いて動かぬよう結束するものとする。</p>	
<p>第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適用</p>	<p>第3章 橋梁下部</p> <p>第1節 適用</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>4. コンクリート構造物非破壊試験 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)<u>(国土交通省、平成30年10月)</u>に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)<u>に従い行わなければならない。</u></p>	<p>4. コンクリート構造物非破壊試験 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)<u>に従い行わなければならない。</u></p> <p>5. 強度測定 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)<u>に従い行わなければならない。</u></p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成29年11月) <u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (II 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)</u> 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成29年11月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針(案)とその解説－ (平成29年11月)</u> <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</u></p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 <u>II 鋼橋編</u>) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月) 日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月) 日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月) 日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月) 日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p>	
<p>第6節 橋台工 8-3-6-8 橋台躯体工 3. 防錆処置 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、<u>防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護</u>しなければならない。 <u>なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>4. 適用規定</p>	<p>第6節 橋台工 8-3-6-8 橋台躯体工 3. 防錆処理 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、<u>防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布</u>しなければならない。<u>これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得</u>なければならない。</p> <p>4. 適用規定</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. モルタル仕上げ 受注者は、支承部等を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>6. モルタル仕上げ 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>第8節 鋼製橋脚工 8-3-8-9 橋脚フーチング工 4. 適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧III現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>6. フーチングの箱抜きの施工 受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第8節 鋼製橋脚工 8-3-8-9 橋脚フーチング工 4. 適用規定 受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV架設編 第3章架設工法」(日本道路協会、昭和60年2月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p>6. フーチングの箱抜きの施工 受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>8-3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編 3-2-13-3 架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編)第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. 異常時の処置</p> <p>3. 地耐力の確認</p> <p>4. 架設用吊金具の処理方法</p>	<p>8-3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編 3-2-13-3 架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(II鋼橋編)第18章 施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>2. 仮締めボルト <u>受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。</u></p> <p>3. 異常時の処置</p> <p>4. 地耐力の確認</p> <p>5. 架設用吊金具の処理方法</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>5. 水抜孔有効性を確認</p> <p>6. 無収縮モルタルの充填</p>	<p>6. 水抜孔有効性を確認</p> <p>7. 無収縮モルタルの充填</p>	
<p>8-3-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編) 第20章 施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-3-8-11 現場継手工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋編) 18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編 第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編) (平成29年11月)</p> <p><u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ鋼橋・鋼部材編)</u> (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成29年11月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> (平成29年11月)</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>第4章 鋼橋上部</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ共通編 <u>Ⅱ鋼橋編</u>) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ耐震設計編) (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p> <p>日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	
<p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>8-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第5節 鋼橋架設工</p> <p>8-4-5-10 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第8節 橋梁付属物工</p> <p>8-4-8-6 橋梁用防護柵工</p>	<p>第8節 橋梁付属物工</p> <p>8-4-8-6 橋梁用防護柵工</p>	

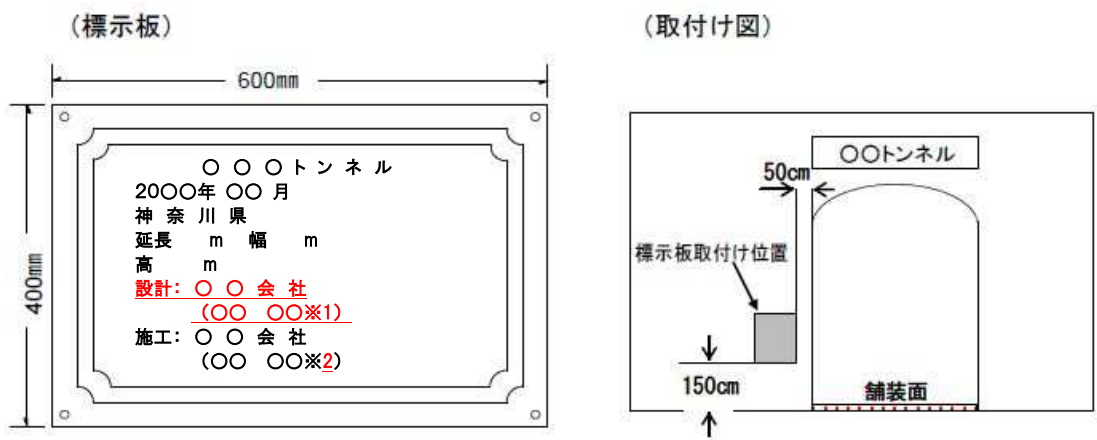
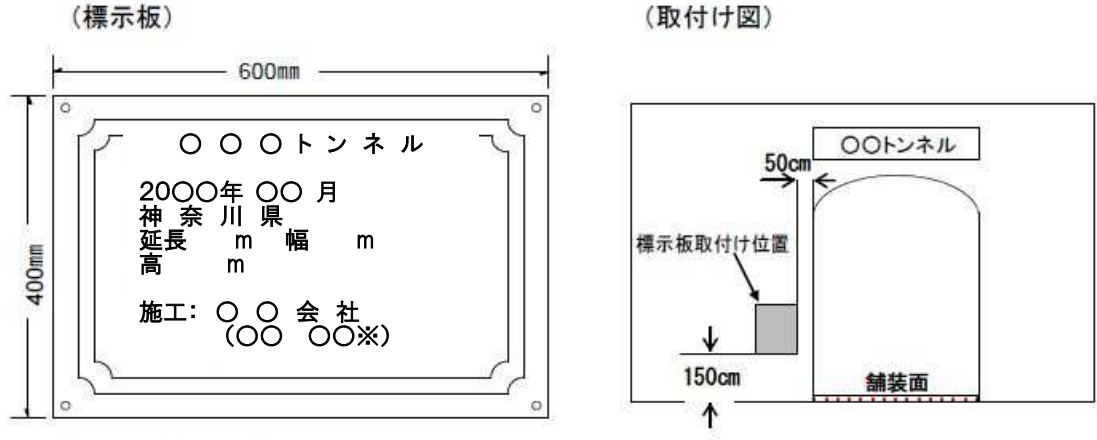
神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>(2) <u>鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であつて地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</u></p> <p>① <u>海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</u></p> <p>② <u>雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</u></p> <p>③ <u>路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</u></p>	<p>受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p>	
<p>第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 4. コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」（以下、「要領」という。）<u>（国土交通省、平成30年10月）</u>に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による<u>ものとする。</u></p> <p>(1) 受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）<u>（国土交通省、平成30年10月）</u>に従い行わなければならない。</p>	<p>第5章 コンクリート橋上部 第1節 適用 4. コンクリート構造物非破壊試験 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。</p> <p>5. 強度測定 コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。</p> <p>(1) 受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。</p> <p>(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） <u>（平成29年11月）</u></p> <p><u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）</u> <u>（平成29年11月）</u></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） <u>（平成29年11月）</u></p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 <u>Ⅲコンクリート橋編</u>） <u>（平成24年3月）</u></p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） <u>（平成24年3月）</u></p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成31年2月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)</p> <p>国土技術研究センター プレビーム合成桁橋設計施工指針 (平成30年8月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> (平成29年11月)</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>日本道路協会 道路橋支承便覧 平成16年4月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)</p> <p>国土開発技術研究センター プレビーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)</p>	
<p>第5節 PC橋工</p> <p>8-5-5-1 一般事項</p> <p>5. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第5節 PC橋工</p> <p>8-5-5-1 一般事項</p> <p>5. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>8-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-5-6 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>8-5-6-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-1~4 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第6節 プレビーム桁橋工</p> <p>8-5-6-1 一般事項</p> <p>7. PC鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205 (一般用メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>8-5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>2. リリース(応力解放)の施工</p> <p>リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートは、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度が圧縮強度の0.6倍以下で、かつ圧縮強度が設計基準強度の90%以上であることを確認する。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	<p>8-5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)</p> <p>2. リリース(応力解放)の施工</p> <p>リリース(応力解放)の施工については、以下の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。</p> <p>なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	
<p>8-5-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、平成31年2月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-6-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第7節 PCホロースラブ橋工</p>	<p>第7節 PCホロースラブ橋工</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>8-5-7-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>8-5-7-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>8-5-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>6</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成31年2月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-7-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>5</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成16年4月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第8節 RC ホロースラブ橋工</p> <p>8-5-8-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第8節 RC ホロースラブ橋工</p> <p>8-5-8-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>8-5-8-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>6</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成31年2月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-8-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>5</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成16年4月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第9節 PC 版桁橋工</p> <p>8-5-9-1 一般事項</p> <p>5. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第9節 PC 版桁橋工</p> <p>8-5-9-1 一般事項</p> <p>5. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>第10節 PC 箱桁橋工</p> <p>8-5-10-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第10節 PC 箱桁橋工</p> <p>8-5-10-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>8-5-10-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>6</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成31年2月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-10-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>5</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成16年4月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第11節 PC 片持箱桁橋工</p> <p>8-5-11-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第11節 PC 片持箱桁橋工</p> <p>8-5-11-1 一般事項</p> <p>7. PC 鋼材両端のねじの使用</p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>8-5-11-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>6</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成31年2月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>8-5-11-3 支承工</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第<u>5</u>章 支承部の施工」（日本道路協会、<u>平成16年4月</u>）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
ならない。	らない。	
<p>第12節 PC押出し箱桁橋工 8-5-12-1 一般事項 7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205-<u>1~4</u>（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	<p>第12節 PC押出し箱桁橋工 8-5-12-1 一般事項 7. PC鋼材両端のねじの使用 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p>	
<p>第6章 トンネル（NATM） 第1節 適用 9. 坑内観察調査 受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 受注者は、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	<p>第6章 トンネル（NATM） 第1節 適用 9. 坑内観察調査 受注者は、設計図書により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、設計図書に関して監督員と協議する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。 なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (<u>令和元年9月</u>) 土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説 (<u>平成28年8月</u>) 土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説 (<u>平成28年8月</u>) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (<u>平成28年8月</u>) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 国土交通省 道路トンネル非常用施設設置基準 (<u>平成31年3月</u>) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (平成24年3月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (<u>平成29年6月</u>) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー</u> (<u>平成29年11月</u>) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (<u>平成29年11月</u>)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月) 日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月) 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (<u>平成13年10月</u>) 土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (<u>平成18年7月</u>) 土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (<u>平成18年7月</u>) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (<u>平成18年7月</u>) 日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月) 建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月) 建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (<u>昭和56年4月</u>) 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月) 日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月) 日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (平成24年3月) 日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月) 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (<u>平成23年3月</u>)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p><u>厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン</u> <u>(平成30年1月)</u></p>		
<p>第3節 トンネル掘削工 8-6-3-2 掘削工 <u>8. 切羽監視責任者の配置</u> <u>切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。</u></p>	<p>第3節 トンネル掘削工 8-6-3-2 掘削工</p>	
<p>第4節 支保工 8-6-4-1 一般事項 2. 異常時の処置 受注者は、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。</p>	<p>第4節 支保工 8-6-4-1 一般事項 2. 異常時の処置 受注者は、<u>施工中</u>、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に連絡しなければならない。</p>	
<p>8-6-4-4 ロックボルト工 3. ナット緊結 受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するように、<u>スパナやパイプレンチを用いて</u>ナットで緊結しなければならない。 プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が導入できるように施工するものとする。</p>	<p>8-6-4-4 ロックボルト工 3. ナット緊結 受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。 プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が導入できるように施工するものとする。</p>	
<p>第5節 覆工 8-6-5-3 覆工コンクリート工 3. コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。 <u>なお、流動性を向上させた中流動コンクリート等を使用した場合は、材料分離を防止するために内部振動機ではなく型枠バイブレータを使用するものとする。</u></p>	<p>第5節 覆工 8-6-5-3 覆工コンクリート工 3. コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。</p>	
<p>5. <u>つま型枠の施工</u> 受注者は、<u>つま型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</u></p>	<p>5. <u>妻型枠の施工</u> 受注者は、<u>妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。</u></p>	
<p>第6節 インバート工 8-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-<u>24</u> 施工管理第8項の規定による。</p>	<p>第6節 インバート工 8-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編 1-1-1-<u>23</u> 施工管理第8項の規定による。</p>	
<p>第8節 坑門工</p>	<p>第8節 坑門工</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘要
<p>8-6-8-6 銘板工 図 8-6-2 標示板の設置イメージ図</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm ※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名</p>	<p>8-6-8-6 銘板工 図 8-6-2 標示板の刻示標準図</p>  <p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm ※監理技術者等氏名</p>	
<p>第9節 掘削補助工 8-6-9-4 掘削補助工 B 1. 掘削補助工 B の施工</p> <p>受注者は、掘削補助工 B の施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法 B を速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、掘削補助工法 B の範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与えるおそれがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。</p>	<p>第9節 掘削補助工 8-6-9-4 掘削補助工 B 1. 掘削補助工 B の施工</p> <p>受注者は、掘削補助工 B の施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法 B を速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>なお、掘削補助工法 B の範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画に記載しなければならない。</p>	
<p>第7章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編) (平成 29 年 11 月)</p> <p><u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (III コンクリート橋・コンクリート部材編)</u> (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (IV 下部構造編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p>	<p>第7章 コンクリートシェッド 第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 <u>III コンクリート橋編</u>) (平成 24 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (<u>I 共通編</u> IV 下部構造編) (平成 24 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成 23 年 3 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱 (平成 21 年 6 月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成 24 年 7 月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (<u>平成27年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (<u>平成27年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (<u>平成30年3月</u>)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (<u>平成30年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成31年2月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン—道路デザイン指針(案)とその解説—</u> (<u>平成29年11月</u>)</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (<u>平成29年11月</u>)</p>	<p>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年4月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (<u>平成19年1月</u>)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (<u>平成19年1月</u>)</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (<u>平成25年3月</u>)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (<u>平成25年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック(防雪編) (平成16年12月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成16年4月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p>	
<p>第4節 プレキャストシェッド上部工</p> <p>8-7-4-3 架設工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成31年2月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第4節 プレキャストシェッド上部工</p> <p>8-7-4-3 架設工</p> <p>2. 適用規定(2)</p> <p>受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、<u>平成16年4月</u>)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第8章 鋼製シェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編) (<u>平成29年11月</u>)</p> <p><u>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(II 鋼橋・鋼部材編)</u> (<u>平成29年11月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(IV 下部構造編) (<u>平成29年11月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) (<u>平成29年11月</u>)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (<u>平成27年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成31年2月</u>)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (<u>平成27年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (<u>平成27年3月</u>)</p>	<p>第8章 鋼製シェッド</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 <u>II 鋼橋編</u>) (<u>平成24年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(<u>I 共通編</u> IV 下部構造編) (<u>平成24年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編) (<u>平成24年3月</u>)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (<u>昭和60年2月</u>)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 (<u>平成16年4月</u>)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧 (<u>平成19年1月</u>)</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧 (<u>平成19年1月</u>)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－</u> （平成29年11月）</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> （平成29年11月）</p>	<p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p>	
<p>第5節 鋼製シェッド下部工</p> <p>8-8-5-6 受台工</p> <p>5. 支承部の箱抜き施工</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第6章 支承部の施工」（日本道路協会、平成31年2月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>第5節 鋼製シェッド下部工</p> <p>8-8-5-6 受台工</p> <p>5. 支承部の箱抜き施工</p> <p>受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第9章 地下横断歩道</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p><u>日本みち研究所 補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説－</u> （平成29年11月）</p> <p><u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> （平成29年11月）</p>	<p>第9章 地下横断歩道</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p>	
<p>第5節 現場打構築工</p> <p>8-9-5-6 防水工</p> <p>1. 施工</p> <p>受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	<p>第5節 現場打構築工</p> <p>8-9-5-6 防水工</p> <p>1. 施工</p> <p>受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	
<p>第10章 地下駐車場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うもの</p>	<p>第10章 地下駐車場</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うもの</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>とし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>とし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月) 駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月) 日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成16年2月)</p>	
<p>第6節 構築工 8-10-6-3 防水工 1. 防水工の接合部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	<p>第6節 構築工 8-10-6-3 防水工 1. 防水工の接合部 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	
<p>第11章 共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝設計指針(昭和61年3月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 (平成28年8月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> (平成29年11月) <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン</u> (平成29年11月)</p>	<p>第11章 共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 共同溝設計指針(昭和61年3月) 道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月) 土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 (平成18年7月)</p>	
<p>第6節 現場打構築工 8-11-6-5 防水工 1. 防水材料相互の密着 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増張り部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	<p>第6節 現場打構築工 8-11-6-5 防水工 1. 防水材料相互の密着 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材料相互が密着するよう施工しなければならない。</p>	
<p>第12章 電線共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月) <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー</u> (平成29年11月)</p>	<p>第12章 電線共同溝 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>		
<p>第5節 電線共同工 6-12-5-4 現場打ボックス工(特殊部) 現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第8編8-11-6-2現場打躯体工の規定による。</p>	<p>第5節 電線共同工 6-12-5-4 現場打ボックス工(特殊部) 現場打ボックス工(特殊部)の施工については、第8編8-11-6-2現場打躯体工の<u>1項及び2項</u>の規定による。</p>	
<p>第13章 情報ボックス工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>第13章 情報ボックス工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p>	
<p>第14章 道路維持 第1節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-<u>42</u>臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p>第14章 道路維持 第1節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-<u>41</u>臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成31年3月</u>) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本工編) (<u>平成27年6月</u>) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編) (<u>平成28年11月</u>) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (<u>平成28年3月</u>) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月) 日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成19年6月</u>) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (<u>平成5年11月</u>) 日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (<u>昭和63年12月</u>) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月) 国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>第3節 巡視・巡回工 8-14-3-2 道路巡回工 3. 交通異常の場合の処置 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずるおそれがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p>第3節 巡視・巡回工 8-14-3-2 道路巡回工 3. 交通異常の場合の処置 受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	
<p>第4節 舗装工 8-14-4-7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 (2) 添加材料の使用量 ② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧 <u>5-3 再生路盤材料に関する試験</u>」(日本道路協会、平成31年3月)に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。 (3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成31年3月</u>)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 2. 路上表層再生工 (2) 室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製作しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 3-2-23 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。 (3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 3-2-23 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しな</p>	<p>第4節 舗装工 8-14-4-7 路上再生工 1. 路上路盤再生工 (2) 添加材料の使用量 ② 受注者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」(<u>日本道路協会、平成19年6月</u>)の「<u>5-3 再生路盤材料に関する試験</u>」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。 (3) 最大乾燥密度 受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、<u>平成19年6月</u>)に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得なければならない。 2. 路上表層再生工 (2) 室内配合 ① 受注者は、リミックス方式の場合、設計図書に示す配合比率で再生表層混合物を製作しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 3-2-24 マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを確認し、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が承諾した場合は、マーシャル安定度試験を省略することができるものとする。 (3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料、表 3-2-24 マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しな</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>なければならない。</p> <p>(4) 基準密度 受注者は、「路上表層再生工法技術指針(案)7-3-2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(4) 基準密度 受注者は、「路上表層再生工法技術指針(案) <u>2</u>7-3-2品質管理」(日本道路協会、昭和62年1月)に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第7節 標識工 8-14-7-2 材料 4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。<u>アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」(一社)日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格)を参考に行うことが望ましい。</u></p> <p>5. 標示板の下地処理 受注者は、標示板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「<u>道路標識設置基準(国土交通省 令和元年10月)</u>」による色彩と寸法で、<u>標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>第7節 標識工 8-14-7-2 材料 4. 標識板 受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p>5. 標識板の下地処理 受注者は、標識板の下地処理にあつたては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 標識板の文字・記号等 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・<u>同解説</u>による色彩と寸法で標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
<p>第14節 橋梁床版工 8-14-14-4 床版補強工(増桁架設工法) 8. 注入パイプの撤去 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ等で表面仕上げをしなければならない。</p>	<p>第14節 橋梁床版工 8-14-14-4 床版補強工(増桁架設工法) 8. 注入パイプの撤去 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダ<u>二</u>等で表面仕上げをしなければならない。</p>	
<p>第17節 現場塗装工 8-14-17-3 橋梁塗装工 1. <u>塩分の付着水洗い</u> <u>受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い NaCl が 50mg/m² 以上の時は水洗いする。</u></p> <p>2. <u>さび落とし清掃</u> <u>受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</u></p>	<p>第17節 現場塗装工 8-14-17-3 橋梁塗装工 1. <u>さび落とし清掃</u> <u>受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</u></p> <p>2. <u>塩分の付着水洗い</u> <u>受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い NaCl が 50mg/m² 以上の時は水洗いする。</u></p>	
<p>第18節 トンネル工</p>	<p>第18節 トンネル工</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>8-14-18-3 裏込め注工 2. 裏込め注工の施工 受注者は、裏込め注工の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。<u>ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれのある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。</u>また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。 なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p>	<p>8-14-18-3 裏込め注工 2. 裏込め注工の施工 受注者は、裏込め注工の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。 なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p>	
<p>第19節 道路付属物復旧工 8-14-19-3 付属物復旧工 5. 標示板復旧の施工 受注者は、標示板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。</p>	<p>第19節 道路付属物復旧工 8-14-19-3 付属物復旧工 5. 標識板復旧の施工 受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。</p>	
<p>第22節 除草工 8-14-22-2 道路除草工 1. 一般事項 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。</p>	<p>第22節 除草工 8-14-22-2 道路除草工 1. 一般事項 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。</p>	
<p>第15章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月） <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー（平成29年11月）</u> <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン（平成29年11月）</u></p>	<p>第15章 雪寒 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月） 日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月） 日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月） 日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月） 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月） 日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）</p>	
<p>第3節 除雪工 8-15-3-6 歩道除雪工 2. 適用規定</p>	<p>第3節 除雪工 8-15-3-6 歩道除雪工 2. 適用規定</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」<u>(建設省、昭和63年10月)</u>を参考とする。</p>	<p>受注者は、クローラ・ハンドガイド型除雪機により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。</p>	
<p>8-15-3-8 雪道巡回工 3. 異常時の処置 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる<u>おそれ</u>がある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	<p>8-15-3-8 雪道巡回工 3. 異常時の処置 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる<u>恐れ</u>がある場合は、直ちに監督員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。</p>	
<p>第16章 道路修繕 第1節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-<u>42</u>臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p>第16章 道路修繕 第1節 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-<u>41</u>臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p>	
<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成31年3月</u>) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月) <u>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</u> <u>日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針(案)とその解説ー (平成29年11月)</u> <u>日本みち研究所 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン (平成29年11月)</u></p>	<p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月) 日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月) 日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (<u>平成19年6月</u>) 日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月) 日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月) 日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月) 日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)</p>	
<p>第3節 工場製作工 8-16-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工 3. <u>形</u>鋼製作 (2) <u>形</u>鋼の加工は、工場で行うものとする。</p>	<p>第3節 工場製作工 8-16-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工 3. <u>型</u>鋼製作 (2) <u>型</u>鋼の加工は、工場で行うものとする。</p>	
<p>第9節 標識工 8-16-9-2 材料 4. リブの取付 受注者は、標<u>示</u>板には設計図書に示す位置にリブを標<u>示</u>板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>第9節 標識工 8-16-9-2 材料 4. リブの取付 受注者は、標<u>識</u>板には設計図書に示す位置にリブを標<u>識</u>板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	

神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年8月版)	神奈川県 土木工事共通仕様書(令和2年版4月版)	摘 要
<p>5. 脱脂処理 受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 標示板の文字・記号等 受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省 令和元年10月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	<p>5. 脱脂処理 受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p>6. 標識板の文字・記号等 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p>	
第18節 落石雪害 防護 工	第18節 落石雪害 防止 工	
<p>第22節 橋梁附属物工 8-16-22-4 落橋防止装置工 1. 配筋状況の確認 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施し報告しなければならない。</p>	<p>第22節 橋梁附属物工 8-16-22-4 落橋防止装置工 1. 配筋状態の確認 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。</p>	
<p>第24節 橋脚巻立て工 8-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	<p>第24節 橋脚巻立て工 8-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん 受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</p>	
<p>8-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-31環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	<p>8-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-30環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。</p>	